

令和6年9月定例会
文教警察企業分科会会議録
令和6年9月30日～10月2日

場 所 第3委員会室

令和6年9月30日(月曜日)

午後0時58分開会

会議に付託された議案等

- 議案第22号 令和5年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
- 議案第23号 令和5年度宮崎県電気事業会計決算の認定について
- 議案第24号 令和5年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第25号 令和5年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について

○報告事項

- ・令和5年度宮崎県公営企業会計(電気事業)継続費精算報告書

出席委員(7人)

主	査	重	松	幸次郎
副	主	査	下	沖篤史
委	員	二	見	康之
委	員	武	田	浩一
委	員	福	田	新一
委	員	前	屋敷	恵美
委	員	関	師	博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	平	居	秀一
警務部長	奈	良	文代
警務部参事官兼 首席監察官	河	野	博之

生活安全部長	山	崎	猛
刑事部長	久	留米	英樹
交通部長	黒	瀬	信太郎
警備部長	湯	浅	晴之
生活安全部 サイバー戦略局長	梅	原	守
警務部参事官兼 会計課長	川	越	直海
警務部参事官兼 警務課長	甲	斐	義勝
総合管理課長	橋	本	功次
生活安全部参事官兼 生活安全少年課長	水	口	圭二
総務課長	田	中	宏光
生活環境課長	佐	藤	和利
交通規制課長	阪	本	哲司
運転免許課長	池	田	健二

企業局

企業局長	松	浦	直康
副局長 (総括)	児	玉	浩明
副局長 (技術)	小	牧	利一
技監	宮	田	晃尚
総務課長	小	川	智巳
経営企画室長	西	本	修一
工務管理課長	小	野	一彦
施設保全課長	山	元	孝訓
発電設備課長	松	生	晃
総合制御課長	安	藤	忠

事務局職員出席者

議事課主事	黒	木	耀一朗
政策調査課主任主事	岩	倉	有希

○重松主査 ただいまから決算特別委員会文教

警察企業分科会を開会いたします。

分科会の日程についてですが、お手元に配付の日程案のとおりであります。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査 それでは、そのように決定します。

審査方針についてですが、決算特別委員会において決定のとおりでありますので、お手元にある方針を御参照ください。

次に、先ほど開催されました主査会における協議内容について御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。分科会審査説明要領により行いますが、決算事項別の説明は、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、また、主要施策の成果は主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましてはよろしく願いいたします。

次に、監査委員へ説明を求める必要が生じた場合についてですが、ほかの分科会との時間調整を行った上で、質疑の場を設けることとする旨、確認がなされましたのでよろしく願いいたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時2分再開

○重松主査 分科会を再開いたします。

令和5年度決算について警察本部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○平居警察本部長 警察本部長の平居でございます。本日は、令和5年度の警察本部に係る決

算の概要と、これまで推進してまいりました主要施策について御説明させていただきます。

令和5年度一般会計の決算につきましては、常に適正な予算執行に努めてまいったところがあります。また、令和5年度は、「宮崎県総合計画2023」に掲げられた将来像である、安全な暮らしが確保される社会づくりの実現を目指し、各種事業に取り組んだところであります。

決算の概要と主要施策の成果についての説明は、警務部長から具体的に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○奈良警務部長 それでは、警察本部の令和5年度決算の概要について御説明いたします。

お手元の令和5年度決算特別委員会資料の4ページをお開きください。

初めに、令和5年度決算事項別明細総括表により、決算の概要について御説明いたします。

警察本部の一般会計につきましては、予算額271億6,211万3,393円、支出済額265億9,086万8,565円、翌年度繰越額4,977万7,000円、不用額5億2,146万7,828円、執行率97.9%、翌年度繰越額を含めた執行率98.1%となります。

それでは、資料に沿って(目)の不用額が100万円以上のものと、執行率が90%に満たないものについて御説明させていただきます。

資料の5ページを御確認ください。

(項)警察管理費(目)公安委員会費につきましては、予算額1,320万1,000円、支出済額1,235万7,342円、不用額84万3,658円、執行率93.6%となります。不用額は100万円未満ですので説明を省略いたします。

次に、資料6ページ、(目)警察本部費についてです。

予算額214億8,436万3,393円、支出済額211億3,955万8,924円、不用額3億4,480万4,469円、

執行率98.4%となります。警察本部費は職員の給料、職員手当及び共済費等の経費であり、主な不用額は職員手当等の執行残です。職員手当等につきましては、職員に対する各種手当等です。警察は、事件・事故や災害など突発的な事案への対応が必要となることから、万が一、事件等が発生した場合に必要な休日勤務手当等の予算を確保しておりましたが、結果として不用額が生じたものです。

次に、資料7ページの(目) 装備費についてです。

予算額3億7,758万3,000円、支出済額3億6,029万6,898円、不用額1,728万6,102円、執行率95.4%となります。装備費は、警察の機動力や警察装備の整備に要する経費で、主な不用額は需用費の執行残で、各種装備資機材に要する消耗品費や、警察車両の維持費などに不用額が生じたものです。

次に、資料8ページ、(目) 警察施設費についてです。

予算額13億5,776万1,000円、支出済額13億4,100万3,165円、不用額1,675万7,835円、執行率98.8%となります。警察施設費は、警察施設の計画的整備と適正な管理に要する経費で、主な不用額は公有財産購入費の執行残です。公有財産購入費は、交番・駐在所の建て替えに伴う費用ですが、当初建設を予定していた用地について、立地や条件面等から協議がまとまらず、用地購入ができなかったことにより、不用額が生じたものです。

次に、資料9ページ、(目) 運転免許費についてです。

予算額5億6,210万1,000円、支出済額5億2,175万2,139円、不用額4,034万8,861円、執行率92.8%となります。運転免許費は、自動車

運転免許試験や各種講習等に要する経費であり、主な不用額としては、需用費、委託料の執行残です。需用費は、各運転免許センターの電気料や運転免許事務に要する消耗品等の執行残で、また、委託料については、自動車教習所に委託しております高齢者講習の受講者数が見込みより少なかったことにより不用額が生じたものです。

最後に、10ページの(項) 警察活動費(目) 警察活動費についてです。

予算額33億6,710万4,000円、支出済額32億1,590万97円、翌年度繰越額4,977万7,000円、不用額1億142万6,903円、執行率95.5%、繰越額を含めた執行率97.0%となります。警察活動費は、警察活動全般に要する経費や信号機及び道路標識などの交通安全施設の維持・整備に要する経費です。主な不用額としては、旅費、需用費、委託料の執行残です。旅費は、事件、事故や災害などの突発事案等に対応するために、必要な経費として備えておりましたが、結果、不用額が生じたものです。また、需用費につきましては、交通安全施設維持に係る電気料等に不用額が生じたものです。さらに、委託料につきましては、警察活動に必要な各種業務委託を行うための予算であり、交通安全指導員委託事業において、交通安全指導員の育児休暇の取得や退職者の影響により人件費に不用額が生じたものです。

最後に、翌年度繰越額につきまして御説明いたします。

繰り越した事業は、交通安全施設等の老朽化対策として、制御機の更新や電球式の信号灯器をLEDに交換するための事業ですが、信号制御機と灯器等をつなぐケーブルが全国的に入手困難となり、年度内の施工が不可能となったた

め繰越しを行ったものです。なお、繰り越した工事につきましては、本年6月に完了しています。

以上で、令和5年度決算事項別明細についての説明を終わらせていただきます。

引き続き、令和5年度における主要施策の成果について御説明いたします。

資料3ページにお戻りください。

警察本部では、「宮崎県総合計画2023」にあります分野別施策「くらしづくり」において、その将来像を「安全な暮らしが確保される社会づくり」と位置づけ、その施策の柱を「犯罪のない安全で安心なまちづくり」と「交通事故のない社会づくり」とし、それぞれの基本的方向性に基づき、各種事業に取り組んだところです。

まず、「犯罪のない安全で安心なまちづくり」の取組につきまして御説明いたします。

資料の11ページをお開きください。

当該施策の目標は、県民一人一人が防犯意識を高めるとともに、地域住民、事業者、行政等が地域の安全に必要な情報を共有し、連携協働することにより、犯罪の未然防止が図られ、安全で安心して暮らすことができる社会を目指すものです。

「犯罪のない安全で安心なまちづくり」として取り組んだ主な事業、予算額等につきましては、資料11～14ページに記載しておりますので御確認ください。

その中で、新規事業として取り組みました、「移動交番車活動推進事業」について御説明いたします。

資料は13ページになります。

「移動交番車活動推進事業」では、交番・駐在所を統廃合した地域の住民の不安を解消するため、移動交番車を派遣し、来訪者からの各種

届出受理及び巡回連絡を実施したほか、特殊詐欺などに関する防犯指導や交通事故防止啓発活動など、積極的な情報発信や行政サービスを推進しています。なお、令和5年度中の運用実績は72回となります。

続きまして、施策の成果等について御説明いたします。

資料は15ページになります。

犯罪情勢の分析及び治安アンケート結果等に基づき、県民が不安を感じている、「住宅対象の侵入窃盗対策」、「子供・女性の安全・安心確保対策」、「特殊詐欺対策」、「乗り物対象の窃盗対策」等を重点とした犯罪防止対策を推進するとともに、被害の未然防止のための情報発信や防犯教室の開催等による防犯意識の啓発活動、地域住民等による自主防犯活動の活性化等を積極的に推進しています。

また、様々なインターネット上のサービスを悪用した犯罪に対して、特定サイバー防犯ボランティアと連携し、児童やその保護者等を対象としたサイバーセキュリティーカレッジの開催や、関係機関・団体と連携したキャンペーンやセミナーを実施しております。さらに、SNS等を活用した情報発信を行うなど、県民のサイバーセキュリティー意識の向上に向けた広報啓発活動を推進しています。

特殊詐欺の抑止対策につきましては、宅食業者と連携した独居高齢者等への啓発チラシの配布や県警ホームページでの犯人音声データの公開、テレビやラジオ等のメディアや防災防犯メール、SNS、報道機関の専用アプリ等を活用したタイムリーな情報発信を行うなど、特殊詐欺の現状や手口、対処要領等について、県民に幅広く周知し、注意喚起を行っています。

また、きめ細かな被害者支援を推進するため

に、公益社団法人みやぎき被害者支援センターに対して、広報啓発活動やカウンセリング事業等を委託し、電話または面接での相談受理や、付添い等の直接支援のほか、専門家によるカウンセリングも実施しています。さらに、犯罪被害者等の経済的・精神的負担軽減のために、診断書料や初診料などの医療費を公費で負担するとともに、各種支援制度を教示するなど、積極的な被害者支援にも努めています。

次に、今後の方向性について御説明いたします。

資料の16ページになります。

刑法犯認知件数は、前年比で569件増加しており、令和6年は、新型コロナの感染状況等の変化による人流の増加に伴い、さらなる犯罪増加が懸念されるところです。徹底した捜査を行い、犯罪の検挙に努めるとともに、被害の未然防止対策にも力を入れてまいります。

また、あらゆるメディアを活用し、関係団体等と連携するなどして、低年齢層や高齢者等に対しても分かりやすいタイムリーな防犯情報の発信を推進することにより、被害の未然防止に努めてまいります。

さらに、県内における特殊詐欺の発生状況では、前年比で被害金額が増加し、SNS型投資・ロマンス詐欺被害も急増していることから、金融機関やコンビニエンスストア事業者と連携し、官民一体となった各種施策を強力的に推進してまいります。

資料16～19ページにかけては、刑法犯認知件数の推移等の関係資料を載せていますが、説明は割愛させていただきます。

続きまして、資料20ページを御覧ください。

施策の2つ目の柱である、「交通事故のない社会づくり」について御説明いたします。

当該施策の目標は、県民一人一人の交通安全意識の高揚が図られるとともに、安全で円滑・快適な交通環境が整備されること等により、交通事故のない安全で安心な社会を目指すものです。

「交通事故のない社会づくり」として取り組んだ主な事業・予算額等につきましては、資料20～21ページに記載しておりますので御確認ください。

それでは、施策の成果等について御説明いたします。

資料は、22ページ上段になります。

交通安全指導員につきましては、一般財団法人宮崎県交通安全協会に業務を委託し、県下53人の指導員による通学路や交通量の多い道路における子供や高齢者への保護誘導活動、高齢者宅訪問指導や歩行環境シュミレーターを活用した交通安全教育などの各種交通安全意識の啓発活動に取り組んだところ、交通事故の発生状況は、発生件数、交通事故死者数ともに一昨年より減少し、発生件数の対前年比の減少率が全国1位となっております。

また、高齢者の交通事故を防止するため、民間委託の交通安全教育隊によるドライビングシュミレーター等を搭載した交通安全教育車を活用した交通安全教育を実施しています。

さらには、警察官による危険予測教育機器を活用した出前型の交通安全講習会を県内各地で開催するなど、参加・体験・実践型の交通教室も推進しています。

令和5年中の高齢者の死者数は、3年連続同数の18人ではありますが、交通事故死者数の60%を占めており、今後も交通事故の抑止対策に努めてまいります。

また、令和5年度は、安心・安全な交通環境

を整備するために、8基の信号機を新設したほか、交通信号灯器のLED化をはじめ、自発光式標識の整備等により、歩行者の安全確保と交通の円滑化を図っています。

次に、今後の方向性についてです。

高齢者の交通事故防止対策は、本県の重要課題となっています。今後も、高齢者対象の交通安全講習会などの交通安全活動を継続して実施するとともに、安全で安心な交通環境を確保するために信号機のLED化をはじめとした交通安全施設等の整備を行い、交通事故のない環境づくりに努めてまいります。

資料23～24ページには、交通安全教室の実施回数等の関係資料を載せていますが、説明は割愛させていただきます。

以上で、令和5年度主要施策の成果に関する報告についての説明を終わらせていただきます。

最後に、監査における指摘事項等についてです。

資料の25ページを御覧ください。

令和5年度の監査において、指摘事項1件の結果通知を受けておりますので、御説明いたします。

警察署の庁舎管理に関する緊急施工修繕業務において、予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかったというものです。指摘内容につきましては、真摯に受け止め関係法令を遵守し、適正な会計業務に努めてまいります。

○重松主査 執行部の説明が終了しました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

○二見委員 交番・駐在所の建て替えに伴う費用について、用地取得に至らなかったということで、1,000万円ぐらいの不用額が生じたと思うんですが、もう建て替えないということでは

うか。

○山崎生活安全部長 交番について、用地交渉したんですけれども、そのときは買収できませんでした。今年、予算を計上しまして、別の用地を検討して建て替える予定でございます。

○下沖副主査 資料24ページの交通事故発生状況ですけれども、令和元年と比べて令和5年が半減している状況です。この要因というのとはどのような分析をされているのか教えてください。

○黒瀬交通部長 令和元～5年にかけては、交通事故が減少しているということにつきましては、毎年事故の分析等を行いまして、的確な施策を実施してきたところでございます。しかし、この施策をやれば事故が極端に減るとかはございませんので、これまで地道に先輩方の取組や施策等を積み上げてきた成果が、この数字となっているのかなと考えているところでございます。

○下沖副主査 令和元年ぐらいから車両に追突安全装置とかが備わってきたのかなと思います。その影響で追突事故件数が減っているのかどうか、分かれば教えてほしいです。

○黒瀬交通部長 令和5年中に発生いたしました交通事故の中で、前年と比べて大きく減少いたしましたのは、事故の累計別でいきますと、出会い頭事故であり、前年比マイナス126件となっております。

○下沖副主査 追突事故は変化ないですか。

○黒瀬交通部長 追突事故に関しましては、令和4年と比べますと、マイナス90件という数字が残っております。

○前屋敷委員 資料19ページで、警察による主な被害者支援内容についてです。性犯罪被害者・身体犯被害者の初診料を要した件数は、昨年、一昨年を比較すると倍ぐらいの件数となってい

ます。今、性犯罪の被害が全国的にも増えているのだと思うのですが、宮崎県も同じように性犯罪被害が増えているのか具体的に説明いただければと思います。

○山崎生活安全部長 性犯罪に対しては社会的に許さないという機運が高まっています。被害者の相談しやすい環境、法の改正とかがなされて、県内、全国的にも、性犯罪の認知件数が増えたことから、初診料を要した件数も増えてきているということです。

○前屋敷委員 初診料を要した件数の中に、性犯罪の訴えも含まれるんですか。

○山崎生活安全部長 届出がありまして、医者に診せる必要があるということであれば、受診していただいて、初診料については公費負担になっておりますので、増えていくということです。

○前屋敷委員 被害者支援事件数というのが、令和5年は増えてきております。これは具体的にどのような被害者支援に対する件数になるのか詳しく教えてください。

○甲斐警務課長 支援対象となる事件につきましては、殺人や強盗致死傷、性犯罪などの身体に関する犯罪のほか、交通死亡事故やひき逃げ事故などであり、令和5年中227件の事件・事故で対応しておりまして、この5年間につきましても殺人、性犯罪、身体犯、交通事故関係という形でそれぞれ対応しております。具体的な支援内容は……。

○山崎生活安全部長 具体的な支援内容は、被害者の方と一緒に裁判に付き添っていったりとか、捜査状況の連絡をしたりとか、病院に付き添っていったりとか、カウンセリングを専門的なところに引き継いだりとか支援をやっております。

○前屋敷委員 そういう相談窓口をしっかりと設けており、今言われたような具体的に寄り添う形で結果として問題解決に向かったんでしょうか。

○山崎生活安全部長 相談窓口は、警察署にもございますし、被害者支援センターというのもございますし、そちらのほうと連絡を取りながら、実際に公判への付き添いは支援センターの職員が行かれたりとか、そこで臨床心理士の先生を紹介したりしております。被害者支援が直接解決に結びついたか件数は出ないと思うんですけども、届出があった相談に対して必要性を見極めて、被害者の意向も踏まえながら、必要な支援をしていくところでございます。

○前屋敷委員 カウンセリングと言われましたが、そういう専門的な方もここには配置をされて対応しているんですか。

○甲斐警務課長 カウンセリングに関しましては、被害後における精神的な支援を必要とする被害者に対しまして行っており、カウンセリング事業を公益社団法人みやざき被害者支援センターに業務委託をしております。精神科医や臨床心理士などの専門家による支援を行っているという状況です。

○福田委員 資料9ページの決算の(目)5運転免許費(節)需用費のところ、不用額が多いですけども、理由を説明してください。

○奈良警務部長 需用費の部分につきましては、各運転免許センターの電気料や運転免許事務に要する消耗品費等の執行残、また、委託料につきましては、自動車教習所に委託しております高齢者講習の受講者数が見込みより少なかったこと等による不用額となっております。

○福田委員 高齢者の参加者が少なかったこと、資料20ページにおける高齢者のための交通

安全対策の決算額が少ないというのは関連しているのでしょうか。

○黒瀬交通部長 ただいま御指摘の件でございますけれども、これについては関係ございません。

○福田委員 資料22ページで、今後の方向性を記載してありますけれども、そこで②高齢運転者が加害者となる交通事故件数は1,089件で、全事故に占める割合の31.2%と過去最高を更新するなど、高齢者の免許人口の増加に伴って交通事故の増加が危惧されることを踏まえ、本施策を継続して実施し交通事故の抑制に努める。この高齢者の事故をいかに防ぐかということに、もう少し力を入れるべきかなと思うんですけれども、それについてはいかがですか。

○黒瀬交通部長 ただいま御指摘のとおり、高齢者の事故につきましては、本県警察の喫緊の課題という認識で取り組んでおります。

その中の施策の1つといたしまして、制限運転の推奨であったり、高齢者の自宅に訪問して交通教育の啓発を今後とも実施していきたいと考えております。

○福田委員 参考ですけれども、私たちの委員会で、埼玉県岩槻高齢者講習センターに視察に行ったんです。そこは運転技術だけではなくて、いろんな身体検査をやるので高齢者が自分の運転能力を定期的に確認できます。それを調べていきますと、高齢者の事故が減っているんです。そういうことを参考にしてほしいなと希望いたします。

○黒瀬交通部長 本県につきましては、ただいま御紹介にありました高齢者講習センターというものはございませんが、警察本部のほうで交通安全教育車という車を1台ほど保持しております。この車の中にドライビングシュミレー

ターという機械が設置してございまして、その中に運転席がございまして。モニターで交差点なり町の道路を復元したところで、ハンドル操作、ブレーキ操作であったり、そういった自分の身体的能力をチェックできる機械が備わっている車を県内各地のほうに持っていきまして、その地区ごとに特に高齢者の方を対象にシュミレーターによる安全教育等を行っております。危険予測教育機器（動画KYT）という機器がございまして、これは参加者がスクリーンに映し出される運転状況のCGを見ながら、事故の危険性を感じたら手元のボタンを押す、押されたデータを活用して自分の運転能力等を客観的に見ることができる装置を使用して高齢者に対する安全教育を現在実施しているところでございます。

○前屋敷委員 資料20ページで高齢者宅個別訪問指導で1万7,815人とあるんですけれども、具体的には個別に御自宅を訪問して交通指導をされるという内容でしょうか。

○黒瀬交通部長 高齢者宅個別訪問指導につきましては、警察官や交通安全協会の交通安全指導員が高齢者宅を実際に直接訪問いたしまして、チラシあるいは反射材等を配付して、防犯と交通安全等に関して指導しているという事業内容でございます。

○前屋敷委員 実際に事故に遭われた方とかの個別指導ではなく、一般的な高齢者の方へ交通安全を呼びかける活動なわけですね。

○黒瀬交通部長 そのような事業内容で間違いございません。

○前屋敷委員 団地を訪問するのかなと思ったんですけれども、単位が人になっているものですから、個別の件数を集約されているのかなと思いました。

○黒瀬交通部長 今の委員の御指摘のとおりです。一般的に高齢者の方のところを回っているということで、例えば、事故が多いからとか、この方が何回事故があったからそこに集中的に行くとかではございません。警察署のほうから定期的にこの地区を訪問してくださいというような報告がありますので、それに従って訪問しているということでございます。

○前屋敷委員 人数で把握した数を出すというのはどうかなと思いました。もっと地域を広くというのであれば、高齢者がどの程度地域にいらっしゃるかは分かるかもしれませんが、カウントの仕方としてどうかなと思ったところでした。

○二見委員 高齢運転者が加害者となる事故件数が1,089件で、その割合が全事故の31.2%ということなのですが、交通安全教育や動画とかを使って、交通安全指導を高齢者の方に継続して実施して、今後の高齢者の交通事故を抑止につなげようということもあると思うけれども、実際にその1,089件の事故の中で、最近、車の性能も向上してドライビングアシストとか、アラームが鳴ったりとか、追突防止機能だったりとか搭載されている車もかなり増えてきていると思います。そういう自動車とそうでない自動車の割合とか、事故現場のところで、車両の確認とかされているのでしょうか。事故現場で現場検証をするというのが基本だと思うんですけども、交通安全につなげていくためには、そういう事故車両の確認というのにも必要なかなと。今、実際そういう調査をされているのか、されていないのかも含めて状況を教えてください。

○黒瀬交通部長 結論から申しまして、現在交通事故の現場に臨場した際に、そういったサポート機器がついているかどうかについては、確

認は取っておりません。

また、それをデータ統計上登録していることとしておりませんが、御指摘のとおり、サポート機器等の有無については、今後事故の減少抑止には非常に注目すべきところでございますので、今後検討していきたいと考えております。

○二見委員 例えば、自動車会社とかがサポート機器等について、よくアピールすると思うんです。自動車会社がデータとかを持っている可能性もあるのかなと思います。県警だけではなくて、そういう業者からの情報を得ていくなど取組があってもいいのかなと思ったところでした。

○黒瀬交通部長 現在、県警のほうでは、安全運転サポートカー体験講習会を実施しております。各自動車メーカーに警察施設に来ていただいて、サポートカーの有効性について実車体験をしていただいているところでございます。また、今言われたデータにつきましても、今後共有等ができればと考えております。

○二見委員 高齢者事故のところに関連で、歩行中の事故が8人になり、昨年から2人減ったということだと思えますけれども、その歩行者もどういう状況で事故になってしまったのかということの方が気になるところです。車が来るまでに渡りきらないとかであれば、運転手がしっかり見ていれば交通事故を防げるというのが多いのかなと思うんですけども、事故の現状というのはどんな感じなんでしょうか。

事故をゼロにしたいという思いは分かるんですけども、実際にゼロにするといったときに、高齢者だけの話ではなくて、運転手側として基本的な運転注意義務が重要になるのかなと思います。

○黒瀬交通部長 高齢者の歩行中の事故についてでございます。

先ほどシュミレーターのお話をさせていただいていますが、実際の歩行者用の交通環境シュミレーターという機器がございます。実際スクリーンで横断歩道をシュミレートしたものと、左右から車が来るような状況を再現したもので、マットの上を歩行者の方に実際歩いてもらって、遠くに見えている車ですけれども、その歩行速度で行ったときに衝突してしまうとか、そういった危険性が実験の後にデータで見れるというような装置も警察で準備しております。こういったものを使って、高齢歩行者の交通事故防止に資していきたいという考えでおります。

また、高齢歩行者の死亡事故でございますけれども、令和5年中は8人の方が犠牲になっておるんですが、この8人のうち6名の方が夜間の交通事故による被害に遭っておられまして、いずれの方も反射材は未着用でございました。令和元年以降でデータを見てみますと、36人の高齢歩行者が夜間の交通事故でお亡くなりになっておりますが、この36人の方も全て反射材は未着用というデータが出ております。反射材の着用、未着用で比較すると、着用している方は2倍以上手前でドライバーから発見できるというデータもございますので、今後、警察といたしましては、明るい服装や反射材の着用効果をできるだけ理解していただけるような広報・啓発をさらに継続してまいりたいと考えております。

○下沖副主査 高齢者宅個別訪問指導ですけれども、家族からの相談で個別訪問とか対応するのか教えてください。

○黒瀬交通部長 もちろん家族の方からの御相談も警察のほうでは受けております。そういったときには家族の方も含めまして相談を受けて、

交通事故防止のための指導等について行っているところでございます。

○下沖副主査 運転免許を返納するときに御家族の意見を聞かなかつたりするというのもありますので、警察が協力することで、運転免許返納につなげたりとかできたらいいなと思います。この個別訪問指導の中で、そのような協力体制や周知を図っていただきたいなと思います。

また、交通安全教室等の実施なんですけれども、2年以内に自転車の青切符を切れると思います。交通安全教室において、学校を含めた計画とかがあれば教えてください。

○黒瀬交通部長 ただいま御指摘のとおり、自転車についての青切符の導入は、2年以内としているところでございます。今後、その青切符導入に向けました県民への周知といたしましては、各種交通安全講習や自転車安全運転モデル校を中心といたしました児童生徒に対する交通安全教室、自治体が発行する広報紙等を活用するなど、効果的な広報・啓発を実施してまいりたいと考えております。

また、各自治体や交通安全協会と連携したキャンペーン等の実施、県教育委員会等に対して児童や生徒の指導を依頼する書面の発出により、住民や学校と協力した対策を推進し、さらに指導、取締りを行う啓発を今後行ってまいりたいと考えております。

○下沖副主査 16歳から青切符対象になるので、早めに対応していかないと、高校生たちに青切符を多く切ることになります。自転車は独自ルールや自分の思い込みで運転している部分も多いと思います。車両扱いになってしまうので早めに対応をお願いしたいと思います。

○重松主査 交通安全について、逆走運転がニュースなどでよく報道されます。宮崎県内にお

きましても、高速道路、一般道路での逆走による事故等があるのでしょうか。逆走による事故があった場合、高齢者だったのかどうか教えてください。

○黒瀬交通部長 逆走による交通事故の発生状況でございます。令和5年中における本県の高速道路における逆走事案は5件発生しており、うち逆走による交通事故の発生はありませんでした。令和6年も高速道路は1件、逆走の事故が発生しております。

○武田委員 資料13ページの移動交番車活動推進について、交番と駐在所の統廃合により、この移動交番活動推進ができたと思っているんですけども、県内26市町村でどこが一番多く移動交番車を利用されていたか教えてください。

○山崎生活安全部長 令和5年度は、交番・駐在所の再編整備した区域を中心に活動をしておりまして、警察署ごとに申しますと、宮崎北管内、宮崎南管内、延岡等が多いです。延岡市で16回、宮崎北署管内で11回、次いで日向市、西都市で9回になっております。

○武田委員 交番とか駐在所がなくなることによって、地域住民の方が不安になられるんじゃないかというのが県議会でも議論になり、移動交番車をやりますという話になったんですけども、実際、令和5年度実施してみて、住民の皆さんの意見や相談に来られた方が多かったか、少なかったとか、どういう意見があったか分かれば教えてください。

○山崎生活安全部長 移動交番車が行ったところでは、各種届出、相談、巡回連絡とかをしております。高齢者の集まりがあればそこに行つて、特殊詐欺とか交通安全に対する防犯講話等をやっているところでございますが、事前に交番での回覧板とか広報紙等で周知はしていると

ころですけれども、令和5年度中は実際に来られるのが1回に2～3人ぐらいでございます。あと、こちらのほうから行ってということも多いですので、それぐらいの人数でございます。

意見内容としては、交番とか駐在所がなくなって、不安に感じていたけれども、こういう交番車が来て安心だとか助かるとかになります。

○武田委員 回覧板も全ての方が見るわけでもないし、自分の気になるところだけ見たりすることが多いようなので、市町村を通じて自治会とか公民館長あたりと連携してほしいです。良い活動だと思っていますので、高齢者の方の相談事や悩みを聞く事でも地域のためになると思いますので、周知方法を改めて徹底していただきたいと思います。

○前屋敷委員 移動交番車は何台で県内を回っているのでしょうか。

○山崎生活安全部長 今、2台ございます。1台は、最初から警察が所有していた車両にラッピング等をしております。また、令和5年度の予算措置していただきまして、新しく購入いたしまして、2台ございます。

○前屋敷委員 移動交番車は、いろんなところに交通安全も含めて指導されるということですけども、移動交番なので、今まであった交番がなくなっていることもあったりして、地域を回るときに場所も必要なんですけど、一定時間とどまって、地域の方の相談を受けるシステムも組み込まれているのでしょうか。ある集会に行つて話をするということはできるんでしょうけれども、地域に一定時間、日にちも決めたりして、そこに駐車していろんな対応ができると、まさに移動交番の役割が果たせるのかなと思っていますけど、その辺の活動の内容について教えてください。

○山崎生活安全部長 移動交番車ということで、文字どおり交番でございますので、機動性を生かして、必要性が認められるところに行きまして、来られた方に対して相談を受けたり、お話を聞いたりするテーブルとか椅子あるいは可搬式のネットワーク等も装備して、ある程度の時間そこに常駐して、来ていただいた方の相談とか困り事とかを聞いたりしておりますし、そこを拠点として各家庭を巡回して、防犯指導とか巡回連絡等をしている状況でございます。

また、特異な事案では、殺人未遂事件等が発生した場合——例えば、都城市で、今年の1月、家に男が押し入って、女子高校生が刺されるという事件がありましたけれども、このような場合に地域住民の不安を解消する目的も併せまして、移動交番車も運用して活動したところがございます。

○凶師委員 今、暴力団同士の抗争が激化しようとしているときに、こういう移動交番を、県内に複数ある暴力団事務所の前にしばらく駐在する。あからさまに警戒してますというアピールをしつつ抑止力するとかお考えはないですか。

○山崎生活安全部長 御承知のとおり、暴力団事務所による事件がっておりますけれども、現在、警察が事務所の警戒をやっておりまして、交番車ではなく、パトカー等で警戒をしているところです。

○凶師委員 パトカーの警戒では恐らくとどまることはないと思いますので、そこに一定時間とかある日数いれば、住民からのいろんな情報とか、不安を感じている者の相談も受けやすいのかなと思いました。何よりも抑止力になるんじゃないかなとは思いますが、パトカーとの併用とか、今後、何か取組があればいいなと思いました。

○二見委員 基本的に交番業務が何なのかだと思います。この間、台風の翌日に地元の交番に行ったら、交番の前は車でいっぱいでした。小さい交番なのに、交番の統廃合により、広い地域を管轄していました。

その交番は、牟田町から近いからというものあるのかもしれないんですけども、業務量やその管轄する区域を考えたら、かなり厳しいんじゃないかなと思いました。交番業務をしっかり見てほしいなど。統廃合とかあるのかもしれませんが、まず交番が活動できるように現場をよく見てほしいというところがあったものですから、ぜひよろしくをお願いします。

○前屋敷委員 資料21ページをお願いします。信号機の件ですけども、令和5年度で新設が8基ということです。信号機1基が高額ということは分かるんですけども、地域の要望を私たちは受けたりします。信号機、点滅も含めて、全県的には、信号機の設置についての要望はどの程度あるのでしょうか。要望を受けて8基新設したのか教えてください。

○黒瀬交通部長 令和5年度中に信号機の設置の要望の件数は、33件受理しております。

○前屋敷委員 令和5年度は8基なんですけれども、計画的に新設はされるのでしょうか。要望が多ければその年は新設数が多くなるのでしょうか。

○黒瀬交通部長 要望があった場合、警察官が要望のあった交差点、現場のほうに赴きまして、現場の交通量等の調査を行い、信号機設置の指針、ガイドラインがございますので、この設置条件に適合するか検討した結果、令和5年につきましては8基を設置したという状況でございます。

○前屋敷委員 財政面、要望も含め、様々な要

因を加味して設置されるんでしょうけれども、私たちがいろいろ相談を受けたりすると、「事故が起きないと、なかなか動いてくれないのよね」というようなことを一般的によく聞きます。十分な調査をしているということでしたので、ぜひ丁寧な調査をされた上で、要望には沿っていただきたいなと思います。

○重松主査 前屋敷委員が先ほど質問された被害者支援の件で、警務課長から生活安全部長に答弁が代わりましたけれども、警務課長から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○甲斐警務課長 被害者支援の関係につきまして、取組、支援の内容につきまして、もう少し詳しく説明させていただきたいと思います。

被害者の支援の関係につきましては、精神的負担軽減の取組と、経済的負担軽減のための取組を行っております。

まずは、精神的負担軽減の取組としましては、主なものとして、事件後の捜査手続とか、各種相談窓口など、犯罪の被害者等が必要となる情報を掲載したパンフレットであります被害者の手引を交付しております。そして、捜査員の方が捜査の進捗状況を連絡します被害者連絡制度、支援員として指定された警察職員が病院等への付添いや心配事等への相談受理など、被害者のニーズに応じた支援を行う指定被害者支援要員制度を運用して寄り添うようにしております。

また、経済的負担軽減について、主なものとして、病院受診が必要な犯罪被害者には診断書料や初診料の医療費等をはじめ、カウンセリングに要する経費及び緊急かつ一時的に避難する必要のある場合の宿泊施設の宿泊費などを公費で負担するなどしております。

○重松主査 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査 以上をもって警察本部を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時15分再開

○重松主査 それでは分科会を再開いたします。令和5年度決算等について、企業局から説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○松浦企業局長 私からは令和5年度の公営企業会計決算の概要について御説明をいたします。

分科会資料の2ページを御覧ください。

目次でございます。今議会に提出しております議案はⅠの丸の2つ目からになりますけれども、議案第23号「令和5年度宮崎県電気事業会計決算の認定について」、議案第24号「令和5年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、議案第25号「令和5年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について」の3件でございます。これらは地方公営企業法第32条第2項の規定により、利益の処分について県議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定によりまして、決算について認定をお願いするものであります。

その下のⅡの提出報告書であります。これは地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により継続費の精算報告を行うものであります。

次の3ページを御覧ください。

令和5年度の決算の概要についてでありますけれども、令和5年度は工業用水道事業は純利

益を計上し、電気事業と地域振興事業は純損失を計上いたしました。

まず電気事業であります。供給電力量は、台風によりまして祝子発電所及び綾第二発電所が長期間停止するなどの影響によりまして、前年度対比92.3%となりました。

決算額は、受取配当金の減等により事業収益が減少したことに加えて、田代八重発電所精密点検工事による修繕費の増等によりまして事業費が増加したことから、前年度に比べて減収減益となったところであります。

下の(2)の決算額の表の太枠のところを御覧ください。令和5年度の実績として、純損失として6億7,505万9,000円のマイナスを計上しております。

次の4ページをお開きください。

2の工業用水道事業であります。常時使用水量は、一部の受水企業の使用水量需要が増加したことに伴いまして、前年度対比104.9%となりました。決算額は、常時使用水量の増により給水収益が増となったものの、営業外収益が減、これは令和4年の台風災害の復旧について国の補助がかなり入っていたんですけれども、それが減少になったということでもあります。その減となったことにより、事業収益は減少となりました。一方で、その修繕費も減少になりましたので、事業費そのものが減少したということがありまして、前年度に比べて減収増益となったところであります。

下の(2)の決算額の表の太枠を御覧いただきますと、令和5年度は1,862万2,000円の純利益を計上しております。

次の5ページをお開きください。

3の地域振興事業であります。ゴルフコース利用者数は、台風による冠水被害に係る臨時休

業等がありまして、年間利用者数が2万4,851人ととどまり、前年度対比91.1%となりました。決算額は冠水被害に伴う修繕費用負担金の減、これは令和4～5年、冠水被害があったんですけども、令和5年のほうが被害が少なかったもので、修繕費用が少なくて済んだということでもあります。それにより事業費は減少したものの、指定管理者からの納付金収入の減等——利用者数が減ったということで納付金収入が減ったということでもあります。事業収益も減少したことから、前年度に比べて減収減益となったところであります。

(2)の決算額の表の太枠のところを御覧いただきますと、令和5年度は1,208万8,000円のマイナス——純損失を計上しているところでございます。

詳細につきまして、後ほど総務課長から御説明をいたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○小川総務課長 資料6ページを御覧ください。

議案第23号「令和5年度宮崎県電気事業会計決算の認定について」であります。

まず、1、事業の概要であります。令和5年度は(1)供給電力量の太枠の年度計の欄にありますとおり、目標4億7,923万キロワットアワー余に対し、実績4億4,214万キロワットアワー余で、目標に対する達成率は92.3%となっております。

7ページを御覧ください。

(2)電力料金収入は、太枠の年度計の欄にありますとおり、目標43億2,059万円余に対し、実績42億6,978万円余で、達成率は98.8%となっております。

8ページを御覧ください。

2、決算報告書であります。

この報告書は予算額と決算額とを比較するものでありまして、消費税込みの金額を記載しております。

まず、(1)収益的収入及び支出であります。①収入を御覧ください。表の太枠の事業収益(合計)は予算額50億7,135万円余に対し、決算額49億7,715万円余で、9,419万円余の減となっております。これは主に台風に伴う長期間の発電停止による電力量の減や、受取配当金等の減によるものでございます。

9ページを御覧ください。

②支出であります。

表の太枠の事業費合計は予算額74億1,712万円余に対し、決算額54億9,821万円余であります。繰越額は6億6,967万円余で、この繰越しの内容は、6月の常任委員会で報告いたしました綾第二発電所大規模改良事業の繰越し等によるものであります。

また、不用額は12億4,924万円余で、これは主に営業費用や営業外費用の執行残などでありませ

10ページを御覧ください。

(2)資本的収入及び支出であります。これは事業収益を得るために必要な資産等の取得等に係る収支を表すものであります。

①収入を御覧ください。表の太枠の資本的収入合計は予算額7,389万円余に対し、決算額7,352万円余となっております。

11ページを御覧ください。

②支出であります。太枠の資本的支出合計は、予算額83億7,614万円余に対し、決算額19億6,760万円余であります。繰越額は56億1,399万円余で、この繰越しの内容は、6月の常任委員会で報告いたしました綾第二発電所大規模改良事業の繰越し等であります。

また、不用額は7億9,454万円余で、これは主に建設改良費のうち渡川発電所発電設備一括更新工事の不用額等であります。

欄外の米印の2つ目を御覧ください。資本的収入額が資本的支出額に不足する額18億9,407万円余につきましては、①～④に記載のとおり、減債積立金等で補填したところでありませ

次に、12ページを御覧ください。

3の損益計算書であります。こちらは消費税抜き

の金額を記載しております。①収益の部を御覧ください。太枠の収益合計は45億4,579万円余となっており、その主なものは営業収益の電力量であります。

13ページを御覧ください。

②費用の部であります。太枠の費用合計は52億2,085万円余となっており、主なものは営業費用の水力発電費であります。収益合計から費用合計を差し引きました下から3行目の当年度純損失は6億7,505万円余となっております。この損失に、その下の行のその他未処分利益剰余金変動額の1億9,331万円余、これは減債積立金等の取崩し額であります。これを加えました当年度未処理欠損金は4億8,174万円余となります。

14ページを御覧ください。

4、貸借対照表であります。こちら

も消費税抜きの金額となっております。表の左側を御覧ください。太字で記載しております固定資産と、15ページを御覧いただきまして、太字で記載しております流動資産で構成されております。一番下の資産合計は503億8,173万円余となっております。

14ページ、表の右側を御覧ください。

太字で記載しております固定負債と流動負債、繰延収益で構成されます負債合計は、15ページ

の上から2段目、84億4,402万円余となっております。

その下の資本金と剰余金、評価・換算差額等で構成されます資本合計は419億3,770万円余となっております。この結果、表の一番右下の負債資本合計は503億8,173万円余となっております。

次に、16ページを御覧ください。

5、欠損金処理であります。表の上から2行目に記載しております未処理欠損金4億8,174万円余につきましては、欠損時の補填財源である利益積立金から補填することとしたところであります。

参考といたしまして下の表に利益積立金の処理後の残高を記載しております。

次に、18ページを御覧ください。

議案第24号「令和5年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

まず、1、事業の概況であります。常時使用水量は、細島工業団地の工場等の一部の受水企業の使用水量需要が増加したことにより、

(1) 給水状況は太枠の年度計の欄にありますとおり、表の左から3列目、常時使用水量の目標2,019万立方メートル余に対し、その横の実績は2,027万立方メートル余で、その達成率は右から3列目、100.4%となっております。

次に、19ページを御覧ください。

その結果、(2) 給水料金収入は、太枠の年度計の欄にありますとおり、目標3億446万円余に対し、実績3億493万円余で、達成率は100.2%となっております。

次に、20ページを御覧ください。

2、決算報告書であります。まず、(1) 収益的収入及び支出であります。

①収入を御覧ください。太枠の事業収益合計は、予算額3億7,951万円余に対し、決算額3億8,466万円余で、515万円余の増となっております。これは主に引当金戻入れによる営業外収益の増によるものであります。

次に、21ページを御覧ください。

②支出であります。太枠の事業費合計は、予算額4億2,043万円余に対し、決算額3億6,106万円余であります。

また、不用額は5,936万円余で、これは営業費用の修繕費や委託費の執行残などであります。

次に、22ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出であります。

①収入を御覧ください。太枠の資本的収入合計は、予算額143万円余に対し、決算額107万円余となっております。これは令和4年台風第14号被災箇所の改良工事に係る国庫補助金の受領に伴うものであります。

23ページを御覧ください。

②支出であります。太枠の資本的支出合計は、予算額1億3,483万円余に対し、決算額1億1,625万円余であります。

また、不用額は1,857万円余で、これは主に建設改良費のうち非常用電源ケーブル等設置工事の入札残等であります。

欄外の米印を御覧ください。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億1,517万円余につきましては、①～④に記載のとおり、借入金償還積立金等で補填したところであります。

次、24ページを御覧ください。

3、損益計算書であります。

①収益の部を御覧ください。表の太枠の収益合計は3億5,413万円余となっております。主なものは営業収益の給水収益であります。

25ページを御覧ください。

②費用の部であります。太枠の費用合計は3億3,551万円余となっております、主なものは営業費用の運転費であります。

収益合計から費用合計を差し引きました下から3行目の当年度純利益は1,862万円余となっております。この利益に、その下の行の、その他未処分利益剰余金変動額の6,150万円余、これは減債積立金と借入金償還積立金の取崩し額であります、これを加えました当年度未処分利益剰余金は8,012万円余となります。

26ページを御覧ください。

4、貸借対照表であります。表の左側を御覧ください。太字で記載しております固定資産と、27ページに太字で記載しております流動資産で構成されております。一番下の資産合計は41億1,181万円余となっております。

26ページにお戻りいただきまして、表の右側を御覧ください。

太字で記載しております固定負債と流動負債、繰延収益で構成される負債合計は、27ページ、23億4,388万円余となっております。資本金と剰余金で構成されます資本合計は17億6,792万円余となっております。この結果、負債資本合計は41億1,181万円余となっております。

次に、28ページを御覧ください。

5、剰余金処分(案)であります。表の上から2行目にあります未処分利益剰余金8,012万円余につきましては、処分案でお示ししておりますとおあり、まず上から3行目の備考欄にあります借入金償還積立金等の取崩し額6,150万円余は資本金へ組み入れたいと考えております。その下の備考欄にあります当年度純利益分となる額につきましては、借入金償還積立金へ積み立てたいと考えております。

参考といたしまして、下の表に処分案による

処分後の資本金と借入金償還積立金の令和6年度末の残高見込みを記載しております。

次に、30ページを御覧ください。

議案第25号「令和5年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について」であります。

まず、1、事業の概況であります、台風による冠水被害に係る臨時休業等により、年間利用者数は(1)ゴルフコース利用状況の表の太枠の年度計の欄にありますとおあり、目標3万1,500人に対し、実績は平日・休日の合計で2万4,851人であり、目標に対する達成率は78.9%となっております。

31ページを御覧ください。

その結果、(2)施設利用料収入は、目標の2,101万円余に対し、実績は909万円余となり、達成率は43.3%となりました。

次に、32ページを御覧ください。

2、決算報告書であります。

(1)収益的収入及び支出について、①収入を御覧ください。太枠の事業収益合計は、予算額1,610万円余に対し、決算額1,183万円余で、426万円余の減となっております。これは主に指定管理者からの納付金が予算額より減となったことによるものであります。

次に、33ページを御覧ください。

②支出であります。太枠の事業費合計は、予算額2,623万円余に対し、決算額2,385万円余であります。

また、不用額は238万円余で、これは主に営業費用の修繕費や委託費などあります。

次に、34ページを御覧ください。

(2)の資本的収入及び支出であります。

①収入を御覧ください。資本的収入はございません。

35ページを御覧ください。

②支出であります。太枠の資本的支出合計は、予算額1,519万円余に対し、決算額1,077万円余であります。

不用額は442万円余で、これは主に建設改良費のうち一ツ瀬川県民スポーツレクリレーション施設改修工事設計費用の入札残などであります。

欄外の米印を御覧ください。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,077万円余につきましては、①と②に記載しておりますとおり、過年度分損益勘定留保資金等で補填したところがあります。

次に、36ページを御覧ください。

3、損益計算書であります。

①収益の部を御覧ください。太枠の収益合計は1,092万円余となっており、その主なものは営業収益の施設利用料で、指定管理者からの納付金であります。

次に、37ページを御覧ください。

②費用の部であります。太枠の費用合計は2,300万円余で、主なものは営業費用の施設管理費であります。なお、台風の冠水被害に係る修繕費用負担金を費用合計欄の1つ上の特別損失に計上しております。この結果、当年度純損失は1,208万円余となっております。これにその下の行の前年度からの繰越欠損金を加えました当年度未処理欠損金は3,109万円余となったところがあります。

次に、38ページを御覧ください。

4、貸借対照表であります。

表の左側を御覧ください。太字で示しております固定資産と流動資産で構成されます資産合計は、39ページを御覧いただき、左下の7億9,593万円余となっております。

38ページ、固定負債と流動負債、繰延収益で構成されます負債合計は7億409万円余となって

おります。その下の資本金と39ページの一番上の段の剰余金で構成されます資本合計は9,183万円余となっております。この結果、表の一番右下の負債資本合計は7億9,593万円余となっております。

次に、40ページを御覧ください。

5、欠損金処理であります。

表の上から2行目にあります未処理欠損金3,109万円余につきましては、欠損時の補填財源である利益積立金がありませんので、全額が次年度に繰り越されることとなりまして、本年度の利益により補填していくこととなります。

次に、41ページを御覧ください。

参考といたしまして、令和5年度における企業局から知事部局等への経費支出額を記載しております。令和5年度は知事部局や市町村に対しまして、多目的ダム管理費など、表の一番下に太枠で囲んでありますとおり、合計15億円余を支出しております。

提出議案に係る説明は以上であります。

続きまして、提出報告書について御説明をいたします。

42ページを御覧ください。

42～43ページは、「令和6年9月県議会定例会提出報告書（追加分）」から企業局の所管部分を抜粋したものをおつけしております。

別紙2、「令和5年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費精算報告書」であります。報告の対象となる事業は3件ございます。

42ページの表には既存の設備の除却や修繕に伴う費用である事業費の営業費用を記載しております。

まず、表の上段、「田代八重発電所自動制御装置更新及び水車発電機精密点検工事」であります。この事業は発電に係る機器の総合的な運転

制御を行う自動制御装置の更新と水車発電機の整備点検を行うものです。計の欄にありますとおり、全体計画の年割額の計2億309万円余に対しまして、実績の支払義務発生額は1億8,557万円余となりました。

次に、表の下段、「石河内第一発電所接地型計器用変圧器取替工事」であります。この事業は、設置後45年が経過した接地型計器用変圧器について、機器の更新を行うものです。計の欄にありますとおり、全体計画の年割額の計322万円余に対しまして、実績の支払義務発生額は278万円余となりました。

次に、43ページを御覧ください。

こちらの表には新しい設備の設置に伴う費用である資本的支出の建設改良費を記載しております。まず、表の上段、「渡川発電所発電設備一括更新工事」であります。この事業は渡川発電所大規模改良事業において、老朽化した水車発電機制御装置を更新するものであります。計の欄にありますとおり、全体計画の年割額の計30億3,564万円に対しまして、実績の支払義務発生額は26億7,056万円余となりました。

次に、表の中段、「田代八重発電所自動制御装置更新及び水車発電機精密点検工事」は、計の欄にありますとおり、全体計画の年割額の計3億963万円余に対しまして、実績の支払義務発生額は2億4,947万円余となりました。

表の下段、「石河内第一発電所接地型計器用変圧器取替工事」は、計の欄にありますとおり、全体計画の年割額の計2,485万円余に対しまして、実績の支払義務発生額は2,265万円余となりました。

なお、表の上段、渡川発電所発電設備一括更新工事の資本的支出の建設改良費につきましては、当初、令和4年度までの継続年度でありま

したが、新型コロナウイルスの影響等により繰り越したもので、令和5年度に事業が完了したことから、今回報告するものであります。

提出報告書についての説明は以上であります。最後に、44ページを御覧ください。

Ⅲ令和5年度企業局に係る監査結果報告書指摘事項等についてであります。今回の監査におきまして、指摘事項等はございませんでした。

また、監査委員の決算審査意見書に関して特に報告すべき事項はございません。

企業局が所管します3会計の令和5年度決算審査に係る説明は以上であります。

○重松主査 執行部の説明が終了しました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

○下沖副主査 資料15ページの貸借対照表ですけれども、未収金額について令和3年が4億4,000万円ぐらいで、令和4年が4億5,000万円となっていますが、今回、5億4,000万円まで増えた要因を教えてください。

○小川総務課長 時間をいただけますでしょうか。

○重松主査 探している間、ほかに質問はありますでしょうか。

○福田委員 資料30ページ、ゴルフコース利用状況の件ですけれども、台風による冠水被害によって臨時休業したということで、資料31ページで結果的に施設利用料収入の達成率が43.3%となっています。台風が原因とのことですが、今後、台風が増えたら、達成率が下がると思うんですけれども、見通しや対策は全く考えていないんですか。

○西本経営企画室長 台風についてですけれども、令和5年度は8日クローズしまして、その後もコースを管理するのに費用がかかったとい

うことをございます。今年度はそれより少し被害が少なく、6日のクローズで、被害額としても先日の常任委員会でも説明したとおり140万円程度の被害があったということをございます。

今後につきましては、特別損失で対応していきますので、事前にある程度のリスクがあることを経営の中で考えていきたいと思っております。

○**福田委員** 大変難しい状況と思うんですけども、何もしないで待っておくというのも、むなしい感じがします。

○**児玉副局長(総括)** まさに福田委員に御心配をいただいているとおりで、目標達成率が43.3%、利用の収入の部分でその数字にとどまっている。やはり一番大きかったのが、年間利用者数が目標を大分下回っているということをございます。我々としては、目標の年間利用者数をいかに上げていくのかというのが課題であると思っております。

台風につきましては、どうしてもコースが河川敷のところをございますので、一定の被害はあるものと想定をしているんですけども、肝心なのは年間利用者数をいかに増やしていくかということをございます。昨年度の状況は非常に厳しいところもございますから、いかに地域の皆様に一ツ瀬川ゴルフ場を認知していただいて、利用していただける方を増やしていくかというのが大事だと思っております。

実は、指定管理者が昨年度まではモリタゴルフさんで、今年から新しい指定管理者に変わりました。支配人の方についても経験豊富な方に来ていただいて、我がゴルフ場の厳しい状況を、まさに今、経験していただいて、その中でどのようにしたら利用者を増やすことができるのか、工夫をしていただいているところをございます。

また、明るい話題といたしましては、今年度、日章学園高校のゴルフの練習に使っていただくことになりまして、先日もニュースで報道していただいて、ゴルフ場の認知度を非常に高めるきっかけにもなるのかなと考えているのですが、ただ、いずれにしても、非常に厳しい状況であることは間違いありません。我々として今後の見通しについて言うと、目標は高いものがありますので、いかに認知度を高められるのかを常に意識しながら、利用者数の増加に向けて頑張っていきたいと思っております。

○**福田委員** 私たちも新たな指定管理者にお会いしました。期待しているので、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

○**武田委員** ゴルフコース利用状況について、年間利用者数が78.9%で、施設利用収入は43.3%ということ、年間利用者の目標を達成したとして、施設利用料収入は目標を達成するのでしょうか。

○**児玉副局長(総括)** 利用者のほうが目標を達成すれば、一応の利益は確保できると考えています。ただ、どうしても年間目標利用者数に対して実際の利用者数は非常に少ない状況でありますので、ここは厳しい現実として我々は受け止めて、しっかり取り組んでいく必要があると考えています。

○**武田委員** ここ10年ぐらいでは単年度黒字がどれくらいあったのでしょうか。

○**西本経営企画室長** 令和3年度が黒字となっております。理由といたしましては、令和元～2年はコロナの影響により、当初はゴルフができない状況でしたが、その後はゴルフはコロナ禍においてもできるということで、若者を中心に全国的にブームもあったため、令和3年度は黒字になります。一方、令和4～5年度が台風

による冠水被害等によりマイナスになります。

○武田委員 赤字の大きな理由が台風ということで、自然によるものなので仕方がないかもしれないけれども、それらを加味した上で利用者数の目標があるだろうし、各月の実績を見ても、全ての月でマイナスなので、台風は関係ないのかなと思います。台風の影響で、クローズするし、費用もかかるんでしょうけれども、台風だけではないと思います。宮崎県地域振興事業会計ですので、一部の人たちが利用して、毎年赤字を出しているようでは、ゴルフ場を閉めたほうが県民のためになるんじゃないかなとも思います。ゴルフが強い宮崎県ですから、ゴルフ場ができたときの思いとか、なぜ今続けているのかなど、赤字が出ながらも継続していく必要があるのか、そのあたりの考えがあれば教えてください。

○児玉副局長(総括) この事業の目的は地域振興事業でございますので、平成の初め頃に、地域振興事業としてゴルフ場を設置いたしまして、地域の皆さんにゴルフを親しんでいただいて、健康増進にもつなげていただくというところから始まったものと考えていますけれども、確かに近年の状況として、台風災害等も大分激しくなってきた、コースの冠水によるクローズの期間も長期化しているような自然状況の変化があり、あとゴルフを利用される方についても、最近では、高齢化してきております。先ほど担当室長が申し上げましたけれども、ちょうどコロナ禍では、密にならずに外で楽しむことができるゴルフということで、人気が回復した時期もございました。このときに、利用者の方はいろんな年代の方がいらっしやっただけですけども、ただ、最近では、高齢者を中心にした利用がやはり主なものとなっております。

我々も現場に実際行きて、利用されている状況を見ておりますけれども、利用されている方は非常に喜んでいただいている状況でございます。ただ一方で、県の企業局がやっておりますので、やはり経営的に成り立っていくというのが前提だと思っております。今も非常に厳しい状況が続いておりますが、指定管理者が今年度替わったばかりでございますので、まずはその指定管理者による集客の工夫とかを見ていきたいと考えています。しかし、今後の見通しとして厳しいものがあるというふうになれば、当然、その時点で、この事業の在り方についても我々は検討すべきだと思っておりますので、しっかり委員の御指摘をいただきながら、今後の運営方法についても検討、工夫をしていきたいと考えております。

○武田委員 クラブハウス等も大分老朽化しておりますので、そこらあたりも勘案しながら、新しい指定管理者の努力には報いないといけないので、今すぐという話ではなくて、5年、10年先にどうしていくのかシミュレーションをしてタイミングを考えながら、このタイミングになったら数年後にはゴルフ場を閉めようとか、そこらぐらいまで考えておくべきじゃないかなと思います。何年か後にはクラブハウスを建て直さないといけないのかなということも考えながら、今言われたようにしっかりと検討をしていただきたいなと思います。

○二見委員 ゴルフ場のここ数年間の負債合計は、どんな推移をしていますか。

○西本経営企画室長 資料37ページを御覧ください。

令和5年度の欠損金が約1,200万円で、昨年度が約1,900万円ということで、累積欠損金として約3,100万円になります。

○二見委員 今説明があったのは欠損金です。資料38～39ページでいったら、剰余金に欠損金は計上されているわけだけれども、負債合計額がどういうふうに変わってるかを聞いてます。

○小川総務課長 負債のほうは電気事業会計が地域振興事業会計にお金を貸しているものがあります。そちらを毎年確実に返している状態になっているので、負債自体は減っている形になっています。

○二見委員 電気事業会計から地域振興事業会計にお金の出入りがあることは、資料ではどこの部分になるんですか。この建設改良他会計借入金のことを言われていますか。

○小川総務課長 そのとおりでございます。

○二見委員 そういう説明がないと、我々見ても、よく分からないので教えてほしかった。ここが毎年減ってはいるということなんですね。負債合計額は昨年度末7億400万円程度ということなんだけれども、ここ数年間どういう数字で推移しているのかなとお伺いしています。年度をまたいだ負債合計額の推移を示したデータ、資料はないということですか。

○小川総務課長 議会に出している正式な決算書では、今回の場合は、令和4～5年度は示してしまして、それは毎年示していますので、それを時系列に並べることは可能ですけれども、今、手元ございません。

○二見委員 報告資料としてはこれでいいと思います。今ここで聞いているのは、過去のデータが手元にないので、どういう数字になっているのか分からないんですかと聞いているだけなんです。それがないと言っているんだったら、ないということでもいいです。別にここに報告資料として出してくださいと言っているわけではなくて、本来は毎年これが積み重なっていつ

ているわけだから、推移というのが分かりませんかと聞いているんですよ。

○小川総務課長 この場にはありません。

○二見委員 後で議事録とか過去の資料を調べてみればいいという御答弁なんですかね。地域振興事業も毎年うまくいかない説明しかない中で、特定の地域のところだけに県税を投入するようなことをやっていたのかという議論がある。そういったときに、これ以上負債を増やしていかないほうがいいのかという話もある。武田委員からの話もそういうことだと思います。我々もこの10年ぐらい見ている、経営がよくなったという話もあまり聞かないもんだから、これ以上負債が増えないというところをちゃんと確認する必要があります。今回、負債合計が約7億円となっているけれども、結局、そこに上がっていない、未処理欠損金が剰余金でマイナスとして上がってくるわけです。

だから、私たちは、この事業を続けるべきか、続けられないほうがいいのかという判断をするためのデータを示してもらわないといけないというところで話している。皆さんは把握しているということなんです、この地域振興事業がうまくいっているかどうか、ちゃんと判断されているのかなと思います。

○小川総務課長 負債で一番大きいのが電気事業から借りているお金になっているので、そのところについては毎年返しています。

○二見委員 どれくらいのお金を返しているのでしょうか。

○小川総務課長 毎年、資料38ページのところに流動負債に996万7,628円と計上されていますが、それが返しているお金になります。約996万円を毎年負債から返している形になっています。この分は減っていますので、その分の負債負担

はなくなっています。

○二見委員 ゴルフ場を立ち上げるときに、電気事業からここにお金を出して、このゴルフ場を造りました。その長期負債が建設改良他会計借入金というところで、毎年約1,000万円返しています。ということは、今、私たちが今の説明を聞いていて分かったことは、残りの6億8,000万円ぐらいを毎年1,000万円ぐらいずつ返していったら、なくなるのは68年後という見通しになるわけですよ。我々はそういうことを考えていかなければならないので、そういう見方ができるような説明があるといいなと思いました。

このゴルフ場やクラブハウスだって、老朽化が進めばお金をまた入れていかないといけないわけだし、そのときに足りない分はどうするのとなる。自分たちでつくった利益剰余金があるかもしれないけれども、今の経営状況の収支を見たときに、剰余金はなく、欠損金を1,200万円計上して、3,000万円ぐらいの残高になっている中で、これを帳消しにしていくことはできるのかも見ていかないといけない。そういったところは、経営感覚として説明があったほうがいいなと思います。

○小川総務課長 利益剰余金のところでいきますと、負債合計下に資本金がありまして、組入資本金というものがございます。これは利益剰余金を資本金に積み上げていったものなので、もともとは利益剰余金になります。ですから、この利益剰余金が資本金になっていますけれども、まだ残っている状態ですので、その意味では、まだ事業として成り立っていると考えています。

○二見委員 ただ、約1億円ぐらい組入資本金としてあって、現金があると見れるのかなと思います。流動資産を見れば約1億7,800万円に

なっているわけだから、それぐらいのお金はあるんでしょう。資本金は約1億円しかないけれども、負債は約7億円ある。その経営は続けられるかどうか。単年度で今回1,200万円の負債が出た。これまでの推移をずっと見ながら判断していかなければ、この1年間だけを見ただけで、いきなりこれは続けるべきだ、やめるべきだという話はできないと思います。そういったところも含めて、検討する必要があると思うんですけれども、局長として今そういう状況ではないという御判断になるんでしょうか。

○松浦企業局長 そういう状況だと思っています。ただ、資料としてこれまでそういう出し方をしてきていないので、このような説明の仕方になっております。他会計から借入れをしている分をどういう形で返しているのかとか、毎年度の最終的な利益、損失がどうなっているのか整理を一回しないと、お見せできるような資料が今ないということでもありますので、後で、もしよければ御提出させていただきたいと思いません。

それから、先ほど副局長から御説明いたしましたけれども、このゴルフ場ができた当初はそれなりにゴルフ人口が多くて、ゴルフ場が足りない状況に対応していくということで始まっておりまして、その段階での経営は特に問題があったわけではありません。毎年1,000万円ずつぐらい他会計に返している状況の中で、平成29年度までは僅かですけれども黒字という状況がありまして、それがこの数年間でかなり厳しい状況になってきているというイメージで捉えていただければいいと思います。そういう中で台風災害による冠水も可能性としてそれなりに増えてきたところがありまして、これからどういうふうに行くのかは、一つの大きな経営

課題だと認識はしております。

指定管理者が新たなところに替わりましたので、その中でどうやって裾野を広げていくのか、そういうことが可能なのかも再度しっかり見た上で、先々については考えていかなければならないというスタンスでおります。

○二見委員 局長がおっしゃったように、昔経営はよかったけれども、悪くなってきたという状況と、宮崎県内のゴルフ環境もよくなってきたのを考えれば、当初の目的の一つはもう達成されているような判断ができますよね。例えば、この決算のときに、この場で判断するというか、長期間検討するのか考えていく必要があると思うんですよね。平成29年度まで黒字で、それから6～7年経過しているわけですから、今後を見通したときのプランを——やめることありきではないですけども、判断するための検討というか、検証をしていかないといけない時期なんだろうと。そのために、今回の決算資料だけでなく、今後の検討資料の在り方も考えていただきたい。

課長にも急な話をして申し訳なかったんですけども、我々が判断するための情報を持っていらっしゃるのは執行部だし、この説明もやっぱり聞かなければ分からないところも多い。もっと言えば、さっきの借入金についても、毎年定額で返しているのか。そこ辺も本当は赤字が多いから、調整しているんじゃないのかなと。企業局内でのやりくりだから、赤字が出ているときに、これを小さくするために、実は借入金の返済額を少なくしているんじゃないかなとか思います。どういう契約状況になっているのか、確認していかなければ分からないので、今後の検討課題として、認識していただければよろしいかと思えます。

○下沖副主査 資料14ページの水力発電設備について、令和4年度は約120億円だったんですけども、令和5年度は約518億円になっています。差額の要因を教えてください。

○小川総務課長 水力発電設備ですけども、貸借対照表で令和4年度が517億円余で、令和5年度が518億円余の貸借対照表になっています。見ている数字が、減価償却の累計額を引いた額ではないかと思われま。

○下沖副主査 分かりました。

○小川総務課長 最初に下沖委員から御質問ありました未収金についてですけども、令和4年度と令和5年度を比較して、令和5年度が増えています。国の消費税の還付金の未収金とか、九州電力の電力料が大きくて未収金が増えています。

○下沖副主査 それは回収可能ですか。今回1億円ぐらい増えている部分がそれですか。

○小川総務課長 企業局の会計は簿記会計で、3月で切れる形になるので、入ってこない額は未収金として立てて、それが翌年度に現金として入ってくる形になっていますので確実に入ってきております。

○下沖副主査 例年の4億5,000万円ぐらいは、回収計画を含めたものができているのか、それとも回収不可能なものなのか、教えてください。

○小川総務課長 私どもの取引相手は基本的に確実なところばかりですので、未収金の回収は確実にできています。

○二見委員 キャッシュフローが分かる資料はありませんか。

○小川総務課長 「令和5年度宮崎県公営企業会計決算書」の40ページにキャッシュフローはお示しさせていただいております。

○重松主査 ほかに質問はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時22分休憩

午後3時25分再開

○重松主査 分科会を再開いたします。

明日の分科会は、午前10時に再開をし、教育委員会の審査を行うことといたします。

以上で本日の分科会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後3時26分散会

令和6年10月1日(火曜日)

美術館副館長 梅田一明
総合博物館長 松野義直

午前9時59分再開

出席委員(7人)

主	査	重松	幸次郎
副	主	下沖	篤史
委	員	二見	康之
委	員	武田	浩一
委	員	福田	新一
委	員	前屋敷	恵美
委	員	函師	博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長	黒木	淳一郎
副 教 育 長	大東	収
教 育 次 長 (教育政策担当)	吉玉	拓
教 育 次 長 (教育振興担当)	北林	克彦
教 育 政 策 課 長	佐藤	雅宏
財 務 福 利 課 長	畑中	道一
育 英 資 金 室 長	上田	浩司
高 校 教 育 課 長	間曾	妙子
義 務 教 育 課 長	田中	幸一
特 別 支 援 教 育 課 長	山之口	義弘
教 職 員 課 長	菊池	武司
参 事 兼 生 涯 学 習 課 長	猪野	貴一
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	田中	裕久
参 事 兼 文 化 財 課 長	長友	由美子
人 権 同 和 教 育 課 長	川越	政紀
函 書 館 長	平山	文春

事務局職員出席者

議 事 課 主 事	黒木	燿一朗
政 策 調 査 課 主 任 主 事	岩倉	有希

○重松主査 分科会を再開いたします。

それでは、令和5年度決算について執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○黒木教育長 それでは、令和5年度決算につきまして、決算特別委員会資料で御説明申し上げます。

なお、ページ数につきましては、右下のほうに決算と書いてございまして、そこに数字で示しております。

それでは決算の3ページを御覧ください。

「宮崎県総合計画2023」に基づく施策の体系表により、主要施策につきまして御説明申し上げます。

教育委員会では体系表の左上にありますように、「宮崎県総合計画2023」の3つの分野別施策の中で、「人づくり」に係る部門別計画として、宮崎県教育振興基本計画を策定しております。

本計画のスローガン、「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」の推進に向けまして7つの基本目標を設定し、令和5年度はその右側に掲げておりますような事業にそれぞれ取り組んだところであります。

続きまして4ページを御覧ください。

教育委員会全体の令和5年度歳出決算の状況でございます。

まず、一般会計であります。表の下から5段目の一般会計の計の欄を御覧ください。

予算額1,042億2,010万5,945円、支出済額1,022億777万1,658円、不用額7億4,509万1,287円、執行率98.1%でございます。

次に特別会計であります。

表の下から4段目と3段目の括弧の中に示しておりますが、県立学校実習事業及び育英資金、この2つの特別会計がございます。

下から2段目の特別会計の計の欄を御覧ください。

予算額47億516万3,000円、支出済額6億334万3,071円、不用額41億181万9,929円、執行率12.8%であります。

次に、資料の最後になります。

97ページを御覧ください。

監査結果報告書における指摘事項及び注意事項を記載しております。また、令和5年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書におきまして3件の審査意見がありましたので、これらにつきましては、各事業の詳細と併せまして後ほど、関係課長から御説明申し上げます。

○佐藤教育政策課長 お手元の決算特別委員会資料5ページを御覧ください。

一番上の(款)教育費の欄でございます。

令和5年度の教育政策課の一般会計予算額は38億8,531万1,000円、支出済額は38億7,506万4,023円、不用額は1,024万6,977円、執行率は99.7%となっております。

このうち(目)の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

なお、執行率が90%未満の(目)はございません。

6ページを御覧ください。

まず、上から1段目の(目)事務局費の不用額が715万1,946円となっております。

こちらは、主に事務局職員の職員費及び職員旅費等の執行残であります。

続きまして、7ページを御覧ください。

上から1段目の(目)教育研修センター費の不用額が129万9,717円となっております。こちらは、主に教育研修センターの運営費の執行残でございます。

次に、8ページを御覧ください。

上から1段目の(目)社会教育総務費の不用額117万8,377円でございます。こちらは事務局職員の職員費の執行残であります。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

9ページを御覧ください。

上のほうの人づくり1の「子どもを生き育てやすく、未来を担う人材を育む社会づくり」の(2)未来を切り拓く心豊かでたくましい人材を育む教育の推進についてであります。

表の中ほどに「テレビ教育広報」でございますが、MRTとUMKの2局におきまして、教育委員会の取組について番組を制作、放送し、県民への周知を行ったもので、令和5年度はMRT、UMKとも、それぞれ52回の放送を行いました。

10ページを御覧ください。

テレビ広報による情報発信につきましては、映像の効果的な活用により、幅広い世代が年間を通じて定期的に視聴できるなど、その効果は大きいものと考えております。

今後も多くの県民に興味を持っていただけるような番組づくりに努め、県民の教育に対する理解を深めながら、「県民総ぐるみによる教育」

を推進してまいりたいと考えております。

主要施策の成果につきましては以上でございます。

最後になりますが、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○畑中財務福利課長 決算特別委員会資料の11ページを御覧ください。

まず、表の一番上の一般会計についてですが、予算額が58億8,347万6,470円、支出済額が52億4,285万2,735円、翌年度繰越額が2億6,201万4,000円、不用額が3億7,860万9,735円、執行率が89.1%、翌年度への繰越額を含めた執行率が括弧書きの93.6%となっております。このうち、(目)の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

同じ表の上から4段目、(目)事務局費の不用額が5,577万1,781円となっております。これは主に学校施設の工事等に係る入札残であります。

次に、12ページを御覧ください。

表の一番上、(目)教職員人事費の不用額が207万918円となっております。これは主に職員の健康管理事業に係る経費が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、13ページを御覧ください。

表の上から2段目、(目)高等学校管理費の不用額が1億9,931万6,107円となっております。これは高等学校及び中等教育学校等における一般運営費の執行残であります。

次に、表の下から3段目、(目)教育振興費の不用額が160万2,828円、執行率が85.1%となっております。これは理科教育設備の購入額が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に14ページを御覧ください。

表の上から2段目、(目)特別支援学校費の不用額が3,544万289円となっております。これは特別支援学校における一般運営費の執行残であります。

次に、特別支援学校費の下、(目)保健体育総務費の不用額が613万5,575円となっております。これは特別支援学校等調理業務に係る経費の執行残であります。

次に15ページを御覧ください。

表の一番上、(目)体育施設費の不用額が139万7,891円となっております。これは体育設備の購入額が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、体育施設費の下、(目)文教施設災害復旧費の不用額が7,641万644円、執行率が54.6%となっております。これは災害被害を受けた教育施設等の災害復旧を要する事案が想定より少なかったことによるものであります。

次に、16ページを御覧ください。

県立学校実習事業特別会計であります。

表の一番上、予算額が2億3,365万9,000円、支出済額が1億9,674万8,015円、不用額が3,691万985円、執行率が84.2%となっております。不用額の主なものは施設・設備の修繕料等の執行残であります。

次に、17ページを御覧ください。

育英資金特別会計であります。

表の一番上、予算額が44億7,150万4,000円、支出済額が4億659万5,056円、不用額が40億6,490万8,944円、執行率が9.1%となっております。

不用額の主なものは表の下から2番目、貸付金に含まれます貸付準備金の執行残であります。

が、この貸付準備金については、育英資金事業を廃止するときに必要な国交付金の返還に備えて持ち越しているものであります。

次に、主要施策の成果についてであります。

18ページを御覧ください。

施策推進のための主な事業及び実績のうち主なものにつきまして御説明を申し上げます。

表の事業名欄の1段目、「維持管理」であります。これは、県立学校52校の老朽化対策工事や空調設備の整備等を実施したものであります。

次に、19ページを御覧ください。

表の事業名欄の1段目、「育英資金貸与」であります。こちらでは、貸付金と貸付準備金を区分して実際の執行率を記載しておりますが、貸付金につきましては、予算額4億6,522万8,000円に対しまして、決算額3億3,257万5,000円、執行率71.5%となっております。1,005人に貸与したところであります。

次に、その下に記載の事業、「学校職員健康づくり推進」であります。

これは、教職員が能力を十分発揮できる環境の整備を行うため、メンタルヘルス研修を611人に実施したほか、各種健康指導や健康相談事業を行ったものであります。

主要施策の成果につきましては、以上であります。

次に、監査委員の決算審査意見書についてであります。

23ページを御覧ください。

3、財産管理事務についてであります。

最後の段落におきまして、生産物を取り扱う所属においては、生産物取扱要領に基づくチェック体制の確認、担当職員の知識の習得など、一層の取組を行っていただきたいという意見をい

ただいております。

令和5年度においては、全県立学校を対象として生産物の生産報告から処分までの一連の流れと現金の取扱いについて再確認するとともに、不適正な事務処理の発生防止に向けた対応の研修を行いました。

今後とも、生産物の取扱事務を含め、不適正な事務処理の発生を防止するためにも学校と連携して、会計事務の厳正な取扱いのさらなる徹底に取り組んでまいります。

24ページを御覧ください。

(9) 県立学校実習事業特別会計についてであります。

25ページを御覧ください。

ページの下の方にあります意見・留意事項等におきまして、生徒の実習経費に不足が生じないよう、引き続き円滑な運営が望まれるという意見をいただいております。

農業教育の根幹となる実習教育の質を確保するため、経費節減に努めるとともに、安定的な歳入確保に向けた取組を続けてまいります。

26ページを御覧ください。

(11) 育英資金特別会計についてであります。

27ページを御覧ください。

ページの下の方にあります意見・留意事項等におきまして、「償還については様々な対策が講じられており、収入未済額は前年度に比べ減少しているものの、引き続き償還促進についての努力が望まれる」という意見をいただいております。

令和5年度においては、引き続き、滞納未然防止に重点的に取り組むとともに、長期滞納者等に対する法的措置の実施や、回収困難な案件の弁護士委託などの対策を講じてまいりました。

こうした取組により、令和5年度の収入未済額は、前年度に比べ約6,100万円減少したところであります。

今後とも、新たな滞納の未然防止と収入未済額の縮減に努めてまいります。

最後に、監査における指摘事項についてであります。

97ページを御覧ください。

このうち、当課関係で指摘となっている1件についてご説明いたします。

表の左端の指摘項目の上から3つ目の「契約事務」につきまして、上から3つ目の自動火災報知器設備取替工事について、工事請負契約書に基づく契約の保証が付されていなかったものであります。

指摘以降は、再発防止のため、事務職員全員で財務規則等の関係法規を確認するなど、複数職員でのチェック体制を強化し、財務規則等に即した適正な事務処理に努めております。

○間曾高校教育課長 お手元の決算特別委員会資料の28ページをお願いいたします。

一番上の(款)教育費の欄でございますが、高校教育課の予算額は31億7,349万1,000円、支出済額は29億9,638万5,967円、翌年度繰越額は1億2,474万6,000円、不用額は5,235万9,033円、執行率は94.4%、翌年度への繰越額を含めた執行率は98.4%となっております。

このうち、(目)の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

まず、表の3行目の(目)事務局費の不用額が2,089万2,389円となっております。これは主に、授業料に充当するための就学支援金の実績額が見込みを下回ったことによる負担金・補助及び交付金の執行残でございます。

29ページを御覧ください。

表の1行目の(目)教育指導費の不用額が2,755万6,150円となっております。

これは主に、初任者研修及び外国語指導助手に係る報酬及び旅費の執行残であります。

30ページを御覧ください。

表の2行目の(目)高等学校総務費の不用額が111万9,913円となっております。これは主に、入試問題作成事務に係る印刷費等の需要費の執行残でございます。

次に、表の中ほどの(目)教育振興費の不用額が242万6,633円となっております。これは主に、ひむか未来マイスター・ハイスクール事業における報償費、産業教育備品の修繕に係る需用費の執行残でございます。

決算事項の説明は、以上であります。

次に、主要施策の成果についてであります。

36ページを御覧ください。

表の2段目、改善事業「宮崎で活躍！高校生県内就職促進」では、高校生の県内就職率をさらに向上させるため、県立学校においてインターンシップや企業見学を通じた地元企業を知るための体験的な活動を行いました。

また、就職支援エリアコーディネーターによる企業訪問や、学校、企業、行政等の意見交換の場であるエリアネットワーク会議の開催など、学校と地域、産業界とネットワークの一層の強化を図ってまいりました。

次に、37ページを御覧ください。

表の2段目、新規事業「世界と繋がろう！高校生海外留学支援」では、アメリカ、シンガポール、ベトナム、台湾へそれぞれ20人ずつ、計80人を派遣しまして、大学での講義や現地での実践的な体験活動を行いました。

また、高校生留学促進事業では、個人で海外研修を希望する高校生29名に留学費用の一部を支援いたしました。

さらに、県内にいながら留学に近い体験のできる宿泊研修としまして、中高生42名が参加した「ひなたグローバルキャンプ」や中高生と保護者137名が参加いたしました「留学支援フェア」を実施いたしました。海外留学への機運醸成を図ってまいりました。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

○田中義務教育課長 決算特別委員会資料の39ページを御覧ください。

表の一番上の(款)教育費の欄ではありますが、予算額は1億2,559万7,000円、支出済額は1億1,454万7,068円、不用額は1,104万9,932円、執行率は91.2%となっております。このうち(目)の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

まず、上から3段目の(目)事務局費の不用額が506万3,296円、執行率が32.1%となっております。これは、令和4年度の繰越事業である「スクールバス安全装置導入支援事業」及び「被災児童生徒就学援助事業」の市町村に対する補助金の執行残であります。

次に、上から5段目の(目)教育指導費の不用額が598万6,636円であります。不用額の主なものは、初期研修事業において、初任者の研修受講時に後補充する会計年度任用講師の配置が見込みを下回ったことによる人件費等の執行残であります。

次に、主要施策の成果について御説明いたし

ます。

資料の41ページをご覧ください。

表の1つ目の改善事業「未来へつなげ、学びのバトン!みやざきの授業改善推進事業」であります。小学校4年生及び中学1年生を対象に実施したみやざき小中学校学習状況調査では、中学校の調査をタブレットを使用したC B T方式とし、結果をすぐに事業改善につなげることができるようにしました。

また、宮崎大学に調査結果の分析を依頼し、分析結果を生かした授業づくりについて、研究開発指定校をはじめ、各学校に対して、授業力向上連絡協議会等で還元いたしました。

続きまして、42ページをご覧ください。

表の2つ目の「循環型社会を実現する環境教育推進事業」であります。

持続可能な社会のづくり手となる児童生徒の育成を目指して、環境教育推進校を指定し、各学校で4 R活動に関する取組を行いました。

また、担当教諭に対して指導者研修会を実施するとともに、教職員等環境教育、環境教育推進リーダー養成研修への派遣を行いました。

活動を推進する教諭への研修を充実させたことで、各学校のカリキュラム構築や学習活動の活性化につなげてまいりました。

主要施策の成果につきましては、以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○山之口特別支援教育課長 資料の45ページを御覧ください。

一番上の(款)教育費の欄ですが、特別支援教育課の一般会計予算額は、5億6,650万8,000円で、支出済額が5億611万9,759円、翌年度繰

越額が1,199万円、不用額は4,839万8,241円、翌年度繰越額を含んだ執行率は91.5%であります。

このうち、(目)の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

表の3行目、(目)事務局費の不用額1,917万8,477円であります。

翌年度繰越額を含んだ執行率は78.9%であります。

主なものは、「未来を創る！高等特別支援学校整備事業」の委託料の執行残であります。

次に、表の中ほど、(目)教育指導費の不用額1,008万8,553円であります。

主なものは、「特別支援学校医療的ケア実施事業」の看護師の報酬、旅費等の執行残であります。

46ページを御覧ください。

上から2行目(目)特別支援学校費の不用額1,853万2,318円あります。

これは、主に「特別支援教育就学奨励費事業」における扶助費の執行残であります。

次に、表の下から2行目、(目)保健体育総務費の執行率が51.7%であります。

これは、要保護及び準要保護児童生徒への医療費等の扶助費の実績額が見込みを下回ったためであります。

続きまして、主要施策の成果についてであります。

48ページを御覧ください。

表の2段目、新規事業「学びを支える「通級による指導」充実事業」であります。

この事業におきましては、地域の核となる特別支援教育コーディネーター養成研修の実施や研修動画の作成により教員の専門性向上を図る

ことができました。

また、巡回による通級指導研究開発校を指定したことで、巡回による通級指導を受けることができる児童生徒数が増加しました。

最後に、指摘要望事項について報告する事項はございません。

○菊池教職員課長 教職員課分につきまして御説明いたします。

お手元の資料の52ページを御覧ください。

一番上、(款)教育費の欄であります。予算額は859億5,011万3,000円、支出済額は858億6,379万4,942円、不用額は8,631万8,058円、執行率は99.9%となっております。

このうち、(目)の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。なお、執行率が90%未満の(目)はございません。

まず、上から3行目、(目)教職員人事費の不用額が1,703万2,816円でございます。これは主に会計年度任用職員に係る経費の執行残でございます。

次に、職員費に係る不用額であります。下から5行目、(目)教職員費の不用額が2,632万100円。

次の53ページを御覧ください。

上から2行目、(目)教職員費の不用額が2,128万2,053円。中ほどの(目)高等学校総務費の不用額が1,278万2,760円。

下から5行目、(目)特別支援学校費の不用額が890万329円となっております。これらの主なものは、いずれも給料及び職員手当等の執行残でございます。

次に、54ページを御覧ください。

主要施策の成果についてでございます。

「スクール・サポート・スタッフ配置事業」

につきましては、市町村立学校に小学校99校、中学校47校、義務教育学校2校の計148校に配置し、教員が児童生徒と向き合う時間の確保を図っております。

55ページを御覧ください。

改善事業「みやざきで先生になろう！」推進事業」につきましては、教職を目指す中高生に教師の魅力を伝える、ひなた教師ドリームカフェの開催や教員募集説明会など、教職への興味、関心を高める施策を実施してまいりました。

最後に、監査委員の決算監査意見書に関しては、特に報告すべき事項はございません。

○猪野生涯学習課長 決算特別委員会資料57ページをご覧ください。

一番上の(款)教育費の欄でございますが、生涯学習課の予算額は6億3,083万9,000円、支出済額は6億1,451万3,753円、不用額は1,632万5,247円、執行率は97.4%であります。

このうち(目)の不用額は100万円以上のものについて御説明いたします。

なお、執行率90%未満の(目)はございません。

同じく、57ページの上から3段目、(目)社会教育総務費の不用額146万844円であります。

主なものは、各事業の講師等に係る旅費や謝金の執行残であります。

次に58ページを御覧ください。

(目)図書館費の不用額552万2,577円です。

主なものは、県立図書館における光熱費等の経費節減に伴う需用費の執行残や電気設備更新工事に係る執行残であります。

次に、59ページを御覧ください。

(目)美術館費の不用額934万1,826円であり

ます。

主なものは、県立美術館における光熱費等の経費節減に伴う需用費の執行残であります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

61ページを御覧ください。

表の一段目、「地域と学校の絆を育む体制整備推進」では、地域全体で子供の学びを支援するための体制整備の充実を図り、地域における学習支援、体験活動事業等に対し、市町村への補助を行いました。

また、地域と学校の連携・協働についての理解を促進するための研修会も実施しました。実施したことで、連携・協働についての効果的な取組等が多く見られるようになりました。

62ページを御覧ください。

表の3段目、改善事業「読書の楽しさを広げる「読書県みやざき」総合推進」では、読書環境整備の取組として、「ひなたライブラリー」と称した本棚を県内に13か所設置しました。

また、図書館職員や読書サポーターを対象とした研修等や、読書の楽しさを県民に伝えるシンポジウムを開催しましたことで、読書県宮崎の取組を少しずつ広げていくことができました。

63ページを御覧ください。

表の2段目、新規事業「置県140年宮崎県史等デジタル化」では若山牧水の遺墨30点をデジタル化し、県立図書館ホームページにデジタルアーカイブとして公開しました。

また、椎葉村において地域資源を調査し、ウェブ記事を作成・編集するイベントを実施し、県民が歴史や文化に触れる機会を増やすことができました。

主要施策の成果につきましては、以上であり

ます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

○田中スポーツ振興課長 資料の69ページを御覧ください。

一番上の(款)教育費の欄でございますが、予算額は32億8,302万9,475円で、支出済額が22億9,038万3,860円、翌年度への繰越額が明許繰越し8億6,114万5,000円、事故繰越し572万9,000円、不用額が1億2,577万1,615円、翌年度の繰越額を含めた執行率は96.2%となっております。

このうち、(目)の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。なお、執行率90%未満の(目)はございません。

まず、表の上から3行目、(目)保健体育総務費の不用額が7,455万4,791円であります。

これは、主に下から6行目にあります施設管理運営費(指定管理者)に係る委託料、また、下から2行目にあります日本スポーツ振興センター共済給付金に係る負担金・補助及び交付金等で実績額が見込みを下回ったことによる執行残であります。

70ページを御覧ください。

表の1行目、(目)体育振興費の不用額が5,106万8,031円となっておりますが、これは主に「練習環境整備事業」に係る工事請負費の執行残であります。

次に、73ページを御覧ください。

主要施策の成果について御説明いたします。

表の一番上の枠、新規事業「公立中学校における部活動の地域移行に向けた環境整備」では、宮崎市、小林市、高鍋町、国富町をモデル地区としまして実証事業を行いました。

また、県が実施しましたコーディネーター研

修には25市町村が参加、また、先進県の取組の紹介等も行いました部活動シンポジウムには268名の参加がございました。

続きまして、76ページを御覧ください。

表の一番上の枠、改善事業「体育・保健体育の授業充実」におきましては、第64回宮崎県学校体育研究発表大会を、串間・日南地区で開催しまして、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のつながりのある学習を、バレーボールやバドミントンといったネット型の球技の授業を通して研究・発表を行いまして、体育学習における「ひなたの学び」を進めております。

続きまして、77ページを御覧ください。

表の一番下の枠、「スポーツで人が輝く元気な宮崎に！スポーツ習慣化推進事業」では、スポーツ実施率の向上を目的とした研修会の開催や企業や総合型地域スポーツクラブへの委託事業の実施等により、スポーツの習慣化を図る取組を行い、県民の皆様がスポーツに親しむ機会づくりに努めました。

最後に97ページを御覧ください。

監査における指摘事項について御説明いたします。

指摘項目、収入事務につきまして指摘がございました。

この内容は、国の受託事業の調定事務につきまして、契約日に調定を行うべきところが、監査実施時点において調定が行われていなかったものがあつたとの指摘でございます。

この件につきましては、指摘後、直ちに調定を行っておりますが、その後の対応として、調定に関する進捗管理表を作成したほか、複数の職員による定期的な確認を徹底するなど、これまで以上にチェック体制を強化したところでご

ございます。

今後は、このような遺漏がないよう、所属内でしっかりとした事務処理に取り組んでまいりたいと考えております。

○長友文化財課長 決算特別委員会資料80ページを御覧ください。

一番上の(款)教育費の欄でございますが、文化財課の予算額は5億9,030万6,000円、支出済額が5億7,667万1,790円、繰越額が161万9,000円、不用額が1,201万5,210円、執行率は97.7%、翌年度繰越額を含んだ執行率は98.0%でございます。

このうち、(目)の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。なお、執行率が90%未満の(目)はございません。

まず、表の3行目、(目)文化財保護費の不用額が383万8,285円でございます。

これは主に文化財調査員等の謝金及び旅費の執行残や、埋蔵文化財センターにおいて電気料等が見込みを下回ったことによる執行残であります。

続いて、81ページをお願いします。

表の1行目、(目)総合博物館費の不用額が817万6,925円でございます。

これは主に総合博物館の屋根防水工事入札の執行残であります。

次に、82ページを御覧ください。

主要施策の成果につきまして御説明いたします。

「みやざきの民俗芸能保存継承」につきましては、本県の民俗芸能の保存継承のため、保存団体への聞き取りなどによる現地調査や、映像等による記録保存を伴う演目調査のほか、民俗芸能保存団体等が行う用具の修理や、後継者育

成などを支援するものであります。

83ページを御覧ください。

表の1段目、「みやざきの古墳魅力発信」は、西都原古墳群をはじめとする宮崎の古墳群について、地中レーダー探査を用いた古墳の調査研究を進めるとともに、その成果や、世界文化遺産登録に向けた取組をホームページやパネル展を通して広く情報発信を行うものであります。

同じく83ページ、表の2段目、新規事業「神楽でつなぐ次世代育成」は、神楽のユネスコ無形文化遺産登録を目指し、国指定神楽の全国組織の交流促進や情報発信、後継者育成のための神楽公演や県内神楽保存団体の組織化を行うものであります。

84ページを御覧ください。

表の1段目、「ふるさとの宝を未来へつなぐ文化財情報整備」は、近年の激甚化・頻発化する災害から貴重な文化財を未来へ守りつなぐため、文化財情報のデータベース化、未指定を含めた文化財の調査を行うものであります。

主要施策の成果については、以上です。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○川越人権同和教育課長 資料89ページを御覧ください。

一番上の(款)教育費の欄でございますが、予算額は1億3,143万5,000円で、支出済額が1億2,743万7,761円、不用額が399万7,239円、執行率は97.0%となっております。

このうち、(目)の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

表の中ほどにあります(目)教育指導費の不用額が162万1,942円となっております。主なも

のは、スクールソーシャルワーカー配置補助金の交付額の確定に伴う執行残であります。

次に、90ページを御覧ください。

表の上から2段目の(目)保健体育総務費の不用額が201万867円、執行率が73.1%となっております。主なものは、弁護士着手金が必要となる事例が発生しなかったことによる委託料の執行残でございます。

続きまして、主要施策の成果についてであります。

92ページを御覧ください。

表の2段目、新規事業「みやぎきの「子どものいのちと人権」を守る推進」では、子供たちにSOSの出し方を教えるとともに、教職員が子供のSOSを受け止め、適切な支援につなぐための資質向上や、人権課題に対する実践的研究を推進するなど、学校における命を大切にす教育と人権教育の充実を図りました。

続きまして、93ページを御覧ください。

表の1段目、「みやぎきの子どもを守る総合支援」では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフを、公立学校に配置・派遣する体制を充実させました。

また、表の2段目、改善事業「いじめ・不登校等対策」では、電話相談窓口の一元化や、SNS相談窓口の新設など、教育相談窓口を充実させることで、いじめや不登校など、学校だけでは解決が困難な事案への支援を強化いたしました。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべきことはございません。

○重松主査 執行部の説明が終了しました。

ただいまの説明について、質疑はございませんか。

○図師委員 スポーツ振興課から質問しますが、私も、私は、木城町で総合型地域スポーツクラブの理事長をやらせてもらっています。コロナ後、非常に活動が低迷している状況が続いて、何とか活動は続けているところなんですけれども、成果報告の中では、総合型地域スポーツクラブが伸びているような数字となっております。実態としてはどんな状況なのか教えてください。

○田中スポーツ振興課長 従来長く運営しているクラブについては、地道に取り組んでいただいております。

ただ、コロナ禍の影響というところも今お話しいただきましたけれども、実際、新しいクラブがどんどん新設されているとか、従来あったクラブが目新しい取組をされている状況は、少し停滞しているところであり、行政として期待している活動は、見られないところも現実としてはございます。

○図師委員 我々が立ち上げたときには、t o t oくじの補助金が6年ほどあったわけですが、現在、新規で立ち上がるころにはそういう行政的な支援はあるのでしょうか。

○田中スポーツ振興課長 現在は、この助成も停滞しているところがございます。ただ、県として、協議会等があり、若干の援助とか、ソフト面のいろんな指導・助言とか、協力はさせていただいている状況はございます。

○図師委員 資料72ページの「部活動指導員の配置」、資料73ページの「公立中学校における部活動の地域移行に向けた環境整備」と、総合型地域スポーツクラブの活動がリンクしていくものなんだろうとは思いますが、その辺

りは何かプランがあるものですか。

○田中スポーツ振興課長 学校としては、部活動の地域移行を進めたいと考えておりますし、また、その受皿として、総合型地域スポーツクラブの方に、ぜひ、部活動指導員であったり、地域の外部指導者、クラブの指導員として御活躍いただきたいと考えております。昨年度も行いましたシンポジウムのほうには、総合型地域スポーツクラブの方にも広く案内をして、その内容、趣旨を御理解いただいて、ぜひ受入れ体制をお願いしたいというところです。

いろんなクラブの協議会とか研修会のほうでも、今、学校体育と連携しながら、そういった取組をぜひお願いしたいとしているところです。

部活動の地域移行は、現在は地域連携ということで、拠点校の部活動方式——転校しなくても、練習、活動ができるというものを進めています。ぜひクラブの皆さん、地域の方々のお力をお借りしたいと考えております。

○図師委員 私のクラブのメンバーも、この部活動指導員とか、中学校における部活動の指導に向けたスポット的なコーチはやってもらっていて、連携は取れているんですけども、アルバイト的な取組です。

だから、総合型地域スポーツクラブがまず事務所を構えて、専従の事務局員を配置してとなると、年間にやっぱり300~400万円ぐらいの経費が固定で安定して入ってくることがないと、事務局体制も取りづらいし、さらにプラスアルファで派遣員とか、コーチを確保しようと思っても難しいというのがあります。

モデル地域を幾つか選定されていますので、こういうところには、ぜひ、事務局体制が組めるほどの予算確保と人員確保をプランニングし

た上で出されるといいんじゃないかなと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○田中スポーツ振興課長 実際、国が実証事業として10分の10で、支援していただいているところもあります。ぜひ市町村には手を挙げていただかないといけないところもありますので、県のほうから働きかけをして、モデル地区、それ以外もですけれども、事業を活用して、組織体制の整備とか、その中で市町村と連携して、財源の確保に努めていただければと思います。県としましては、国からの予算確保と市町村への働きかけと、県でできる部分をしっかり取り組んでいきたいとは考えております。

○前屋敷委員 関連で資料72ページ、部活動指導員の配置で、公立中学校19市町村に100人、県立学校32校に32人ということで、単純計算すると県立学校は1校に1人となります。公立中学校は100人ということですが、学校を掛け持ちして指導するとか、部活もいろいろありますが、具体的にはどういう配置で、どのように活動されているのかを教えてください。

○田中スポーツ振興課長 部活動指導員につきましては、現在、公立中学校のほうもこの人数で見ていただくと分かると思うんですけども、県立学校も含めて学校に1名配置できるかなという状況でございます。

実際は、いろんな競技の部活動でニーズはございますけれども、その中でも特に必要を迫られている部活とか、条件が合致するようところで活用いただいている状況です。

委員がおっしゃったように、1名で学校を掛け持ちしたりとか、前期と後期で違う方にやっていただくとか、いろんなパターンにて対応させていただいておりますけれども、もっと人数

を増やして、予算の確保がしっかりできれば、各学校2人または3人と増やして、必要な配置ができるような状況になると一番望ましいと思いますので、予算確保等努力していきたいと考えているところです。

○前屋敷委員 増やす意向があっても、人材を確保するのが、難しいところもあるのかなと思いますので、予算も含めた調整をお願いいたします。

そして、部活を行う子供たちにとってどうなのか、部活の指導を含めた観点で、人材を探す、発掘することは忘れないでほしいと思います。

○田中スポーツ振興課長 現在、部活動指導につきましては、より専門性の高い方に——子供たちの目線で専門的な指導を受けたいという部分にしっかり合致できるようにして、そういう教育的な意義も理解していただいている方に入っていただくようには努力しております。

また、コンプライアンスや事故の対応などの研修もさせていただいて、子供たちにいい形で指導が行き届くようにしております。

また、人材の確保という点では、今後、地域のクラブになっていくとか——拠点校の部活動でもそうですけれども、教員自体が希望するときは、兼務等でそういったところに入っていくたり、いろんなケースに対応できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○武田委員 資料29ページ、高校教育課の報償費と旅費で、翌年度明許繰越額と不用額についても一回説明をお願いいたします。

○間曾高校教育課長 教育指導費の翌年度明許繰越しにつきましては、DXハイスクールという国の事業がございまして、1校当たり1,000万円で10校分を計上させていただいております。

昨年度の2月補正でお認めいただいたんですけども、実際にはこの学校の採択が決定したのが4月ということになりましたことから、今年度に繰越しをさせていただいたところがございます。

また、不用額につきましては、報酬等については、初任者研修に係る会計年度任用職員、外国語指導助手の方に係る人件費が見込みを下回ったということで、今回この不用額で上げさせていただいているところがございます。

○下沖副主査 資料19ページについて、教職員相談室の相談件数が120件ですけれども、どういふものか教えてほしいのと、どのような相談内容が多いのか教えてください。

○畑中財務福利課長 教職員相談室につきましては、元県立学校の校長先生を会計年度任用職員として任用しております、週に4回、10～15時に県立図書館に配置しております。

いろんな先生方の相談をお受けしているんですけども、生徒指導に関するものとか、あと人事、服務に関するものとか、あと上司や同僚などの人間関係とかですね。御自身の家族のこととか、一身上の事まで含めて相談に乗っていただいております。

この相談件数については、多くなっている傾向にございます。

○下沖副主査 資料22ページ、育英資金貸与者について、令和元年度から年々、減っているんですけども、この要因が分かれば教えてください。

○上田育英資金室長 貸与者が減少している理由は、最近、高校段階での授業料の負担軽減のための就学支援金制度でありますとか、非課税世帯対象でございますけれども、授業料以外の

教育費の支援が受けられる奨学給付金制度など、高校入学後に申請する返還不要の支援制度が充実してきておりまして、広く利用されることになってきて、貸与は減少しているのではないかと考えているところでございます。

○下沖副主査 充実しているということではなかったです。

あと、資料26ページ、育英資金の不納欠損額について理由を教えてください。

○上田育英資金室長 不納欠損額につきましては、1名の方が破産をされまして、その破産免責ということで不納欠損をしたところでございます。

○下沖副主査 県でやっている「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」を使われて、この育英資金の返還に活用された方は結構いますか。

○上田育英資金室長 育英資金を借りた方も、「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」は対象になっておりますので、そちらのほうの支援分で、育英資金のほうの返還に役立てていただくことは可能となっております。

○前屋敷委員 資料19ページ、下沖委員の質問の中にありました教職員相談室についてです。メンタルヘルスで、かなり心を痛めておられる教職員の方が増えているということなんですけれども、昨年度の相談件数は、1回相談したときにカウントして積み上げて120件なのでしょうか。一つの問題は、継続的に進めていかないと問題解決につながらないんじゃないかと思いますが、1回相談を受けて解決すればそれにこしたことはないんですけれども、継続的な相談体制になっているのかどうか教えてください。

○畑中財務福利課長 相談件数につきましては、1回来ていただければ1件とカウントしており

ますけれども、教職員相談室だけでは解決しないような相談内容もございますので、内容によってはプライバシーの問題とかもあるんですけれども、関係課や学校に引き継いだり連携を取りながら対応しております。あまり引きずらないように、こちらも考えながら対応しているところです。

○前屋敷委員 保健指導員派遣について、集団指導と個別指導をされておりますけれども、それぞれどういう内容か具体的に教えてください。

○畑中財務福利課長 保健指導員につきましては、保健師の資格を持っている2名を雇用しております。月17日の勤務で1日6時間45分という体制ですけれども、集団指導につきましては、所属に出向いて行って、講話等を行い、大体500人以上の職員を相手に指導しております。

あと、個別指導につきましては、定期健康診断後の保健指導、長時間勤務者への面談、ケアといった要望がありましたら対応しているということで、275件でございます。

○前屋敷委員 資料22ページ、今後の方向性ですけれども、長期滞納者に対して法的措置を実施するという事は、単純に考えて差押えなどをされるということなんだろうと思います。払う意思の認められない方に対しては、こういう手続なんだろうけれども、様々な時間の経過の中で厳しい経済生活状態に陥っているんだろうと思うので、そういうことも含めて、どう寄り添って対応しているのかお聞きしたいと思います。

○上田育英資金室長 貸与を受けられた方は、委員のおっしゃるとおり、様々な状況を抱えている人がいることから、我々も文書や電話で、よく御事情をお伺いするといったことをやって

おります。

それぞれの方の事情に応じて、きっちりとこちらのほうから説明をして、一時的に返還を猶予されるかどうか、借りた方の収入状況でありますとか、いろんな事情等は十分把握した上で適切に対応しているところです。

当然、払われた方との公平性もございまして、お話を聞いた上で、本来払えるはずだという方につきましては、申し上げたような法的な措置を実施して、公平性を保ちながら適正に運営しているところでございます。

○前屋敷委員 学ぶ意欲を持って貸与していると思います。勉学を選ばれた方ですので、社会に出た場合に果たしてそのまま順調にいくかという、そういう状況でもないのが昨今ですので、しっかりそこは寄り添っていただきたいと思います。

○福田委員 資料23ページの中ほどで非常に気になるのですが、「公用車やパソコンの損傷事故が前年度より大幅に増加していることから」とあるんですけれども、具体的にどのような事故があるのでしょうか。

○畑中財務福利課長 パソコンについては飲み物をこぼしたりとかが多い記憶はございます。公用車については事故が継続的に発生していると聞いているところでございます。

○佐藤教育政策課長 公用車に関しましては、例えば、バックで公用車を駐車する際にコンクリートに接触したというものがございました。教育委員会に関しましては、こちらのほうの1件だけでございます。

○福田委員 大幅に増加しているというのが気になったんですけれども、職員の質の悪さとかは関係ないんですか。公用車をぶつけたときに

は個人の負担になるんでしょうか。

○佐藤教育政策課長 公用車に関しましては、保険に入っておりますので、そちらからの負担になります。日頃から公用車を運転する際には安全運転ということで、職員には常に気をつけるように指導しておりますし、職員も、そのように運転をしているということではございます。

○福田委員 例えば、暴れていて学校の窓を割った場合は、個人負担ではなくて、学校側が負担するんですか。

○畑中財務福利課長 状況によると思います。個人が故意にやるとかであれば、個人で弁償する場合もあるかもしれませんが、基本的には学校で負担すると思います。

○福田委員 「引き続き職員への注意喚起と指導の徹底」とあるんですけれども、具体的に教えてください。

○佐藤教育政策課長 例えば、過去に起こった事例を各所属に周知して、十分注意喚起するように指導を行っているところであります。

○福田委員 生産物取扱事務について、具体的に教えてください。

○畑中財務福利課長 農業系高校7校がいろんな生産をいたします。草花、家畜、ハムやソーセージなど売ったものを収入としています。

その収入からいろんな経費を支出しております、特別会計という位置づけでやっているものになります。

○前屋敷委員 資料20ページで、「県立学校運動場整備」について、予算が組まれています。運動場2校とテニスコートの改修ができなかったということですが、なぜ年度内に改修ができなかったのか要因を教えてください。

○畑中財務福利課長 「県立学校運動場整備」

につきましては、4校で工事と設計の委託をしているところでございます。

実際に繰り越した要因としましては、関係機関との調整に日時を要したことになるんですけども、日南高校と高城高校の運動場改修については、工事ができました。

福島高校と富島高校については、設計委託までは令和5年度にできたんですけども、関係機関との調整に日時を要したということで、この分の工事は令和6年度に繰り越す状況になったということでございます。

あと、テニスコートにつきましては、昨年度の11月議会で補正予算として承認していただいたものなんですけれども、日にちが3か月程度しかなかったということで、設計委託の一部はできたんですけども、工事までは令和5年度中にはできなかったということでございます。

○前屋敷委員 いずれも令和6年度中には完了する見込みですか。

○畑中財務福利課長 はい。いずれも令和6年度中には完成できる見込みでありますし、テニスコートにつきましては既に完成したということでございます。

○前屋敷委員 子供たちが学ぶ環境を整えていくのは大事なことです。早く実現できるように努力していただきたいと思っております。

○武田委員 資料91～93ページで、いじめを未然に防ぐとか、いじめられた子供たちがSOSを出しやすい環境にしていくことが書いてあります。

いじめた側の子供たちにはどんな教育をされているかというのと、家庭環境であったり、その子の周りの環境あたりをどうやって把握されているのか教えてください。

○川越人権同和教育課長 いじめた側への指導につきましては、認知から解消までのガイドラインに基づいて、しっかりとチーム学校として、カウンセラーとか、スクールソーシャルワーカー等も含めて、御家庭の状況や、本人の置かれた環境等についてもしっかりと把握しながら、その後の児童生徒が生活できるように指導をしているところでございます。

○武田委員 児童生徒には、ある程度指導もできると思うけれども、その保護者に対して指導や踏み込んだ話合いはできているのでしょうか。

○川越人権同和教育課長 保護者に対しましても、先ほど申し上げましたスクールソーシャルワーカーが家庭との連携等、窓口にもなりますので、そのスクールソーシャルワーカー等が関係機関とつなぎながら、状況についても把握して、助言等を行っているところです。

○武田委員 状況がいろいろあると思います。いじめられた子供たちが学校に行けなくなったときに、その子供たちが学校を転校するとか、フリースクールに行くことが多いと思います。

「いじめた子を別の学校にやったらどうなのか」とか、「いじめた子供たちが更生できるようなフリースクールみたいところにやったほうがいいんじゃないのか」という話をする方もいました。

これだけいじめがなかなか減らないのは、学校の問題ではなくて、私たち社会の問題だと思っております。今までのいじめの件数であるとか、いまだに亡くられる児童生徒がいるのを見たときに、方向性がずれているんじゃないかなという気がするんですが、いかがでしょうか。

○黒木教育長 まず、子供たちについてお話をさせていただきますけれども、子供たちには多

様な居場所が必要でございます。今の子供たちは、自分の家と学校ぐらいしかございません。私たちが子供のころには遊びに行く場所ですとか、親戚のおじちゃんのところすとか、近くにいらっしゃる同じ班のおじちゃんのところに行くとか、そんな多様な居場所がそれぞれあったものでございます。

現在の子供たちは居場所の数が少ないので、逆に私たちとしては、多様な場所をつくって、あるいはそういうところに行かせるような、そんな仕組みをつくっていくことが大事かと思っております。

したがいまして、民間のお力を借りることもありますし、市町村にあります教育支援センターを機能させることも大事かと思っております。

一方、保護者の問題です。保護者につきましては、これまた大変多様な方々がいらっしゃいまして、考え方もそれぞれ違います。

ここで大事なのは、学校と誰が、ちゃんとその方と話ができるのか、チャンネルをたくさんつくっておくことが大事だと思っております。担任の先生だけに任せない、多様な人を関わらせて、場合によってはお母さんしか出てこられない場合もありますが、お父さんが大事な場合もでございます。

特に単身赴任とかされているお父さんがいらっしゃいますと、どうしても直接、即時に連絡を取って対応することができませんが、そういったときにはお父さんともつながる。誰がつながれるのかとなると、場合によっては校長がつながることもあります。教頭がつながるということもございますし、そういったチャンネルを幾つもつくっておくことが、好ましい人間関係をつくっていく上では大事かなと思っております。

ます。

また、もう一つ御指摘のありました加害生徒の居場所でございますけれども、どうしてもその子に課題がありましたら、まずは、学校はその課題を解決して、預かった以上は学校の中でその子の成長を支援していくところから始まるのかなと思っております。

また、立てつけとして、ほかの学校にというのは、今のところまだないかなと思っております。

○武田委員 教育長の答弁について、よく理解をしているところですが、未然防止ということで、児童生徒には、いじめは犯罪だということをしっかりと教えていただいて、悲しい事案が発生しないように本当に祈っております。

○下沖副主査 資料93ページの「いじめ・不登校等対策」の主な実績内容等について、ネットパトロールの報告件数77件とあるんですけれども、パトロールの手法を含めて、誰がどのようにやっているのか教えてください。

○川越人権同和教育課長 ネットパトロールにつきましては、委託しております外部の専門業者が、SNS等を中心に、定期的に不適切な投稿がないかどうかネット上のパトロールを行っております。そちらで情報がございましたら人権同和教育課に報告していただいて、そちらを基にして対応を取っていくというような流れになっております。

○下沖副主査 この77件の中で、主な報告案件はどのようなものがあつたのでしょうか。

○川越人権同和教育課長 主な内容といたしましては、学校に対して少し問題のある発言、個人が特定される内容、個人に対する様々な問題のある発言等がネット上に見られたと聞いてお

ります。

○**下沖副主査** ひなた子どもネット相談の投稿数が192件です。この内容といじめを含めた不登校に関連する投稿がどのくらいあったのか教えてください。

○**川越人権同和教育課長** ひなた子どもネット相談の内容については、学校関係全般が一番多かったと報告を受けていますが、2番目にいじめ、3番目が友人関係、その次にネットトラブルについての相談があったと報告を受けているところでございます。

○**下沖副主査** それを受けて、いじめを含めたネットトラブルに関してどのような対応をされたのでしょうか。

○**川越人権同和教育課長** こちらの相談を受けた場合に、緊急性が高いものにつきましては、直接警察等に御連絡をさしあげることもございますが、その内容に鑑みまして、学校と共有したり、あとは、市町村の学校のことでございましたら、市町村教育委員会と対応について協議をしています。

○**下沖副主査** 不登校の数値にヤングケアラーも入れているのか、別で計算しているのか教えてください。

○**川越人権同和教育課長** ヤングケアラーへの対応につきましては、福祉保健部局と連携しながら行っているところではございます。ヤングケアラーというカテゴリーでこちらに上げていただくということではなくて、不登校の内容で、その内容がヤングケアラーに少し近いものとして上げておりますので、その中に含まれているものと承知しております。

○**下沖副主査** ヤングケアラーの実態を含めて数値が分かれば教えてください。

○**川越人権同和教育課長** 資料をお持ちしますので、少し時間をいただいてもよろしいでしょうか。

○**下沖副主査** いいです。

○**前屋敷委員** 資料93ページの「みやざきの子どもを守る総合支援」の主な実績内容等について、いじめ問題対策委員会を2回開催されているんですけども、この対策委員会の構成メンバーは直接対応したスクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどですか。また、対策会議では、様々な事例を持ち寄って協議をして、どう解決するかという方向性とかも見いだしていくことになっているのでしょうか。

○**川越人権同和教育課長** いじめ問題対策委員会の構成につきましては、臨床心理士、弁護士、大学教授、元学校の教員、元警察官の5名の方を県のほうでお願いをしているところです。

この会議の主な内容につきましては、宮崎県いじめ防止基本方針に基づきまして、いじめ防止等の取組を専門的な見地から調査、審議を行いますので、個別の事案について取り上げてという形ではなくて、全体的な考え方等について様々御示唆をいただくということがであります。

○**前屋敷委員** この委員会で話し合わせ、いろいろな施策、方策を提言されると思うんですけども、それはどういう形で徹底されるのか、広げていかれるんですか。

○**川越人権同和教育課長** こちらにつきましては年度始め、年度終盤の2回開催しております。特に2回目は、その年の様々な問題点につきまして御示唆いただきますので、こちらの内容を取りまとめまして、例えば、学校の生徒指導主事の会などに、その会の問題点の解決策も含めて助言等を行っているところでございます。

○**図師委員** 資料82ページ、「みやぎきの民俗芸能保存継承事業」は非常に大切な事業です。木城町も今度、神楽を全国で披露させていただくことになっており、伝統芸能を守るのは本当に大切だと思うんですけども、もう地域だけでは守れないという現状があります。

地元の神楽の舞手、はやし手も、多分平均年齢は80歳を超えていると思います。山村留学の子供たちが祭りのときには来てくれて、部分的に舞ってくれたりしてくれるので、祭り自体は縮小傾向——一晩中ではなく日中だけになっていますが、それでも華やかな神楽の披露になっています。しかし、地元だけで、あと何年継続ができるだろうかというところがあります。

この事業の中にも継承をする、もしくは後継者を育てるというところがあるんですけども、地域盛り上げ隊、県外からの移住、マッチングなどをより積極的にしていただきたい。後継者として根づいていただくには、やっぱり住まい、仕事、学校、病院とかのパッケージで後継者を招致しないことには、「祭りのときだけ手伝ってください」では後継者育成にはつながらないと思いますので、そういう事業のビジョンをもう少し明確に出されたほうがいいのではないかなと思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

○**長友文化財課長** 神楽を含みます民俗芸能の現状に関しては、非常に厳しいという認識は私どもも持っております。民俗芸能の調査、神楽を含んで調査に伺いますと、やはり若手の方がいらっしゃらないとかはよく伺いしております。我々としましては、そういう現状を自治体とか保存会の方から聞く立場にありますので、そちらの実態等に関しましては、他部局とも連

携いたしまして、情報提供しているところです。

委員がおっしゃるようなトータルの支援も確かに必要だと思っております。現状では密な連携といいますか、市町村や保存会の声と情報提供を密にすることで、トータルの支援策につながるよう進めております。

また、様々なところで委員がおっしゃるような担い手の確保策を取られているところもあります。教育委員会としては、宮崎市内で練習場所を設けることや、子供たちに教えることや、保存会に必ず小学生が入ってもらうことなどの取組について県内の神楽関係者を集めて研修会や意見交換などを行っているところです。

これからも、具体的な支援策につながるよう引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○**図師委員** 教育委員会だけでは完結できない事業だと思うので、商工観光労働部、総合政策部なりと連携をお願いしたい。都会では神楽の舞手になれることにすごく魅力を感じていらっしゃる方もいるので、その方々といかに地域をマッチングさせるかです。確率は非常に低いかもしれませんが、それらをしていかないと、なかなか都会から入ってくる方も少ないと思います。

東米良、木城町もそうなんですけれども、独自で移住政策を実施しています。インフラもですけれども、インターネット環境では最新のものを入れることで、リモートワークができる環境整備も各自治体で頑張らせてされています。この調査や記録を残した映像を資料化することで終わって、結局、神楽が残らなかったら意味がないので、可能性が低いであろうマッチングができる方策を部局横断的にいろいろと取ってい

ただけたらなと思いますので、期待しております。

○長友文化財課長 部局横断について、例えば、みやざき文化振興課がやっております、みやざきの神楽サポーター制度も、我々の会合で御説明をさしあげたりしています。少しずつ連携を深めて担い手の確保につながるように取り組んでまいりたいと考えております。

○二見委員 これは保存しようとしている内容であり、継承ではないのかなと思います。継承する事業は、人と人がつながって、そこに残っていくものですが、見通しをしっかりと立てないと、事業内容は生まれてこないと思うんですね。ほかの部局との連携も大事だと思うんですけども、継承するんだという大きな柱を、しっかり持つことが大事になってくると思います。

今回は様々な調査や撮影をされたということでもいいかもしれないけれども、今後続けていく上で、文化財課で保存ではなく継承をしっかりとするんだという柱を立てることではないのかなと思います。もちろん1年や2年で出来上がるものではないと思います。そこに住んでいる方々の思いとか、ほかから来た方と交流して、人と人のつながりをしっかりとしていくために、何ができるか、何をすべきなのかを考えて企画していってもらえればいいんだろうなと思います。

別の質問ですけれども、今回の最初の予算のところでは、全体予算約1,042億円に対し支出済額から1,022億円になっているんですけども、執行残が9割を切るものはないとあります。できるだけその予算内でしっかり事業を展開してもらわないといけないと思います。この予算額というのはどこから計上しているのかなと思っ

て、令和5年度の当初予算と思ったら違うし、2月補正後の予算と思ったら、またこれも違う。11月補正後、9月補正後のときも予算額は違う。いつの段階の予算額になっているのでしょうか。

○佐藤教育政策課長 こちらの予算額につきましては、令和6年2月の補正予算に繰越額を含めた予算額の合計になっております。

○二見委員 繰越額は令和4年度の繰越額ですか。

○佐藤教育政策課長 そのとおりでございます。

○二見委員 令和4年度に繰り越した額であれば、令和5年度の予算に反映されていないといけないですよね。繰越額は一般会計予算の中に入らないんですか。繰り越しされた額は、令和4年度の決算の中に入ってくるということですか。

○佐藤教育政策課長 説明が不十分でした。令和5年度の予算額と令和4年度の繰越額、プラス予備費がありまして、そちらを含めた額となっております。

○二見委員 予備費は予算として出てこない数字なんですか。どういう仕組みになっているのでしょうか。

○佐藤教育政策課長 予備費に関して出てきませんが、予算額の内訳には含まれております。

○二見委員 余計に分からないです。含まれているんだしたら金額がつかないといけないのに、2月補正のときに1,028億6,697万4,000円の補正予算を出しています。今回予算額は1,042億2,010万5,000円あるじゃないですか。この差額について説明してください。

○佐藤教育政策課長 一度確認させていただい

て、再度説明させていただきます。

○二見委員 執行率90%以上ありますと言っているけれども、そこを加味して見なければいけないし、我々が分からなかったらいけないし、議論の土台の部分ですから、しっかりそこら辺を押さえておいてほしいと思います。基本的には、2月補正の額になっているわけですね。2月に補正した上で7億円ぐらい残額が出てしまうということは、もともと1,000億円以上の予算規模なので、2月補正のときには分からなかったというか、間に合わなかったというふうに受け止めるのがよろしいんですかね。補正予算を組むのは、そんなにすぐぱっとやれるわけじゃないでしょうから、年末辺りぐらいからずっと計算しながら2月の議案が出てくるんだと思います。

新しく事業を構築するわけにはいかないのに、2月補正は基本的に減額が多いじゃないですか。しかし、7億円はかなり大きな金額なので、その前から必要な施策とかに回すことはできなかったのかなと。

例えば、学校の現場で話を聞いていると、今年、特に猛暑だったので、学校に扇風機とか製氷機、特に運動部にとっては氷があると違うという声が結構あったんですね。クーラーを教室の中に入れていったのは分かるんですけども、そういう熱中症対策とかも含めてやはり予算組みできるんじゃないかなと思ったもんだから、お伺いしているところです。

○佐藤教育政策課長 2月補正に関しましては、その前の段階で年度内の予算を精査いたしまして、必要分について減額あるいは増額補正をさせていただいたところです。その後、事業の進捗状況に応じ、あるいは状況が進まないところ

もありまして、不用という形で残額を残させていただいたところですよ。

今後、そのあたりの精査を十分にしながら、2月補正で落とすべきものは落とす形で取り組みたいと思っております。

○重松主査 先ほどのヤングケアラーの件について、人権同和教育課は御答弁できますでしょうか。

○川越人権同和教育課長 先ほど御質問いただきましたヤングケアラーにつきましてですけども、人権同和教育課で計上しておりませんでした。担当部局に確認をさせていただいた後、情報のほうをお伝えするというところでよろしいでしょうか。

○重松主査 議員の皆さんにお諮りします。資料提供の話がありましたけれども、全委員提供ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育政策課長 先ほど福田委員の御質問、財産管理事務の関係で説明不足の点がございました。公用車の賠償責任、補償の関係についてです。保険で対応で説明させていただいたところでございますが、公用車等の事故に関しましては、庁内で賠償等審査会を設けておりまして、その中で審議をいたしまして、何も問題がなければそういった保険での対応になります。

ただ、例えば、職員が故意、悪質だった場合は、自己負担等になります。

あと、もう一点、こちらの財産管理事務に公用車、パソコンの損傷事故が前年度より大幅に増加しているといった表現がございます。こちらに関しましては、知事部局、外局——教育委員会も含めて、全体で見ると大幅に増加していると記載しております。

教育委員会に関しましては、昨年度、公用車の事故は1件ということでございまして、増加という状況ではございません。

○二見委員 テレビ広報について、「楠並木ちゃんねる」とか「みらい・みやぎきまなび隊」とか「のびよ！みやぎきっ子」とか、また県のホームページからテレビで放映し、またユーチューブチャンネルで見ることができると思います。配信機会を増やして取り組んでいるわけなんですけれども、実際これはどういうふうに活用やチェックをされているのでしょうか。

宮崎県の広報番組の一覧を見てみたけれども、様々なテーマを取り扱っています。高校生や子供とか、先生、家庭と、どの回がどの対象者になるのかとか今の構成じゃ分からない気がするんですよね。どういう対象者にこの番組を見てほしいとか、まず教育委員会からフォローアップして、学校現場や保護者とかに「番組を見てほしい」、「ぜひ活用してください」というのを示してほしいです。それぞれで見てくださいますということでは、効果は上がらないと思うし、せっかくいい番組をつくっても伝わらなければ意味がないので、どういう取組をしているのか、まず確認したいと思います。

○佐藤教育政策課長 委員から御指摘のありましたテレビ広報番組でございます。こちらにつきましては幅広い県民に向けた教育施策の情報提供ということで取り組んでおりまして、視聴者からの意見シートもいただいているところなんですけれども、その中では各学校の取組を初めて知ったとか、あるいは職業系の高校を紹介したときは進路選択の参考になったと幅広い意見をいただいているところであります。

テレビ番組につきましては、例えば、教育委

員会の研修での題材とかそういったものにも活用されておりますので、幅広い形で活用していただきたいと考えているところでございます。

○二見委員 今のままだと、ただ広報として流しているだけで、もう少し活用する方法を考えてほしいです。せっかくいいものをつくっているんだから、参考になるような人たちに届いていない可能性があると思います。もう少し充実させるというか、取組を深めていったほうがいいなと思ったので質問したところですが、何かありますか。

○佐藤教育政策課長 教育関係の番組につきましては、県民の方あるいは特定の方にも県のメッセージが届くように工夫を重ねております。

内容につきましては、テレビ局と協議してございまして、今いただいた御意見も踏まえながら、県民の方に幅広く届くように、ためになるような番組をつくっていきたくて考えております。

○二見委員 それは分かるんですよ。だから、例えば、福祉系の仕事で高校生を対象にした番組だったら高校生たちにこれをぜひ見てくださとか、ワンアプローチがあれば、もっと広く知られるようになるだろうと思います。毎回見てくださいますと言ったら、県民全体に言わないといけないでしょう、見るほうも大変じゃないですか。対象者へのフォローを少ししたほうがいいんじゃないかなという意見です。

○前屋敷委員 資料41ページの「道徳教育推進」について、宮崎県道徳教育読み物資料集改訂とあるんですけれども、どういうものなのかを資料として見せていただけるとありがたいです。

○田中義務教育課長 平成25年度に作成した県独自の資料になります。当時、口蹄疫、鳥インフルエンザ、それから新燃岳噴火等があったん

ですけれども、こういうことの教訓をしっかり残して、命を大切に、地域の絆を残していこうと思って制作したものです。

道徳授業について——いじめの話もありますが、非常に重要視されておりまして、教科化されております。その中でも活用できるようにということで、今の教科にあった活用ができる事例集を盛り込んだのが、この事業でございます。

○前屋敷委員 中身はよく分かりました。人間の命だけではなく、あらゆる命を守っていくということの教育だというふうに思いました。これは冊子になっているのですか。

○田中義務教育課長 冊子にもなっておりますし、PDFでホームページからも確認できるようにしております。

○佐藤教育政策課長 先ほど二見委員から御質問がありました予算と2月補正の差の関係につきましては、後ほど資料で提供させていただきますので、よろしくお願ひします。

○重松主査 全委員にお諮りします。これは全員頂くということでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査 それではそのようにお願いいたします。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査 では、以上をもって教育委員会を終了いたします。執行部の皆さんお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

正午再開

○重松主査 分科会を再開いたします。

企業局からスポーツレクリエーション施設の経営状況の資料を提供したいということで、全員お渡しするというのでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃ、そのようにいたします。

暫時休憩します。

正午休憩

午後0時1分再開

○重松主査 分科会を再開いたします。

まず、採決の日時についてですが、明日10月2日の午後1時5分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査 以上で、本日の分科会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後0時2分散会

令和6年10月2日(水曜日)

午後1時1分再開

出席委員(7人)

主	査	重	松	幸	次	郎
副	主	査	下	沖	篤	史
委	員	二	見	康	之	
委	員	武	田	浩	一	
委	員	福	田	新	一	
委	員	前	屋	敷	恵	美
委	員	岡	師	博	規	

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議	事	課	主	事	黒	木	燿	一	朗			
政	策	調	査	課	主	任	主	事	岩	倉	有	希

○重松主査 分科会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に各議案につきまして賛否も含め御意見を願います。

暫時休憩します。

午後1時1分休憩

午後1時2分再開

○重松主査 分科会を再開いたします。

それでは、本分科会に付託されました議案の採決を行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査 それでは、採決につきましては、議案ごとにお伺いいたします。

まず、議案第22号について、原案のとおり認

定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○重松主査 挙手多数。よって、議案第22号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第23号及び議案第25号について、原案のとおり認定、議案第24号につきましては、原案のとおり可決及び認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○重松主査 挙手全員。よって、議案第23号及び議案第25号については原案のとおり認定、議案第24号につきましては、原案のとおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子(案)についてであります。主査報告の項目及び内容について御意見がありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時4分休憩

午後1時5分再開

○重松主査 では、分科会を再開いたします。

それでは、主査報告につきましては、ただいまのような意見も参考にしながら、正副主査に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査 では、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査 では、以上で分科会を閉会いたします。委員の皆様お疲れさまでした。

午後1時5分閉会

署 名

文教警察企業分科会主査 重 松 幸次郎

